

平成29年11月市議会 教育厚生委員会資料

第151号議案

長崎市の小島養生所等遺跡の完全保存に関する住民投票条例について

7 その他団体からの要望等（要望書及び回答書）



埋文委 第1号
2017年2月3日

長崎県知事 中村法道 殿
長崎県教育委員会教育長 池松誠二 殿
長崎市長 田上富久 殿
長崎県教育委員会教育長 馬場豊子 殿

九州考古学会会長 小池



長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望について

標記の件について、別添書類の如く、当該遺跡は学術上きわめて重要な内容をもつものでありますので、貴殿において、適切な保存の対策が速やかに講じられることを要望いたします。

なお、当件の具体的な措置、対策については、2017年2月13日（月）までに、ご回答をくださるようお願いいたします。

記

一、別添書類

一通

以上

連絡先

〒819-0395 福岡市西区元岡 744
九州大学 大学院比較社会文化研究院
基層構造講座内 九州考古学会事務局

2017年2月3日

長崎県知事 中村法道 殿
長崎県教育委員会教育長 池松誠二 殿
長崎市長 田上富久 殿
長崎市教育委員会教育長 馬場豊子 殿

九州考古学会会長 小池豊彦



長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望書

九州考古学会は、長崎市立仁田佐古小学校建て替え用地とされている佐古小学校敷地に所在する小島養生所跡・医学校跡の発掘調査の徹底と、これに基づく関連遺構の適切な保存を強く要望します。

2017年1月12日付の『長崎新聞』『西日本新聞』等の報道によれば、小島養生所跡・医学校跡の一部遺構を展示公開する一方、新校舎の建設工事での立会で遺構が見つかった場合に調査するという長崎市長の方針が示されました。長崎の歴史を語る重要な建物の保存と展示をいち早く決断された市長の姿勢に敬意を表します。

しかし、現在遺跡はその一部が発掘調査されているに留まり、学術的価値は未知数といわざるをえません。こうした段階で、学校建設に必要な部分を記録保存（破壊）する判断を下すことは拙速であり、重大な危惧を覚えます。小島養生所跡・医学校跡の建物の全容を把握するに足る調査とこれを踏まえた検討が不可欠です。

そのために、上位機関または文化庁による正式な指導・助言、ならびに市の文化財審議委員会、考古学や建築学、近代医学史などこの分野の複数の専門家を招いて調査指導委員会を設置し、そのもとで調査と保存計画を進めることが強く望まれます。

九州考古学会は、小島養生所跡・医学校跡の地下施設・周囲の石垣などの遺構全体を医学史上の重要史跡として保存し、遺構の本質的価値を損ねることなく現地保存することこそ、長崎市にふさわしい文化財保護の実現であると考えます。長崎市におかれましては、近年、遺跡地から学校等の公共施設を移転し、地域再生・振興のシンボルとして保存整備し、教育・観光資源に活用する機運が全国的に高まっていることを含め、一層慎重にご判断されますことを希望いたします。

つきましては、当遺跡の重要性にかんがみ、以下の措置が取られることを要望します。

記

- 一、現調査地で発見された小島養生所・医学校に伴う地下遺構、石垣等の地上遺構について、少なくともその学術的価値が確定するまで、現状のまま保存すること。
- 二、国や県など上位の文化財関係部局の指導を仰ぎ、調査にあたっては指導委員会等を設置し、これを踏まえて具体的な保存計画を策定すること。
- 三、小島養生所跡・医学校跡およびその周辺に展開する関連遺構を含めた施設の全体像を明らかにし、その調査過程で説明会等を開催して成果を公表すること。
- 四、以上をふまえて小島養生所跡・医学校跡を適切に保存し、整備・公開・活用を図ること。

以上

長文財第211号
平成29年3月8日

九州考古学会会長 小池 史哲 様

長崎市長 田上 富久



長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望について（回答）

2017年2月3日付でご提出いただきました標記要望につきまして、次のとおり回答いたします。

小島養生所は、我が国の西洋医学発祥の地であり、歴史的な意義が大きく、市の貴重な財産として慎重に調査研究を行い、その成果を市民をはじめ多くの方々へわかりやすくお伝えしたいと考えております。

一について

- (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地である「小島養生所跡」については、平成27年度、28年度に発掘調査を実施し、小島養生所のもと思われる石垣、建物基礎、瓦敷、遺物等を発見しており、これらの遺構に影響がない形で適切な保存を行う。
- (2) 医学所、分析究理所等跡地については、既存校舎部分にあたっており、平成27年8月及び平成28年10月に敷地内の試掘調査を行ったが、既存の校舎建設時において土地削平がなされており、遺跡は残存していない可能性が高いと判断している。

ただし、既存校舎解体時および新校舎建設時の工事施工部分については、学芸員の立会いのもと、慎重な掘削を行う予定である。

二について

小島養生所跡の関連遺構の価値について、文化庁、県学芸文化課と市指定文化財もしくは国の登録文化財の可能性を協議した。

国の登録文化財は指定文化財を補完する制度で、規制も指定文化財に比べて緩やかである。

そのため、保護措置として、より規制が厳しい市指定文化財を目指すこととする。

／
なお、調査にあたっては市文化財審議会等の専門家の指導を受けながら実施しているところです。

三について

「小島養生所跡」の発掘調査結果については、調査の終了後、埋蔵文化財発掘調査報告書として刊行し、一般に公開する。

四について

保存については、体育館建設地において「養生所遺構」の一部について露出展示を行い、その他の遺構は、埋戻し保存を行ったうえで、遺構に影響がない形で学校建設を進める。

活用については、遺構と学校との併存を図る中で、学校教育や市民の学びの場、観光客の観覧に供することができる展示を検討する。

以 上

2017年(平成29年)2月14日 火曜日

長崎県知事 中村法道 様
長崎県教育委員会教育長 池松誠二 様
長崎市長 田上富久 様
長崎市教育委員会教育長 馬場豊子 様
長崎市文化財審議会委員長 下川達彌 様



養生所を考える会 代表 池知和恭



長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査と保存と活用に関する要望書

私達は、表題の件につき、過去二回、2016年(平成28年)9月7日 水曜日、及び2016年(平成28年)12月1日 木曜日に、長崎市議会議長に『養生所/医学校の遺構の保存・修復・整備・復元に関する陳情書[及びII](旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)』を提出して陳情し、それぞれ長崎市議会の教育厚生委員会で審査の機会をいただき、説明させていただきました者です。

さて、2017年(平成29年)2月3日九州考古学会より『長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望書』が長崎県知事 中村法道様、長崎県教育委員会教育長 池松誠二様、長崎市長 田上富久様、長崎市教育委員会教育長 馬場豊子様 に提出され、2017年2月6日九州考古学会は同件を発表しました。

九州考古学会からの要望書を以下に要約致します。

1. 主旨

小島養生所跡・医学校跡の発掘調査の徹底と、これに基づく関連遺構の適切な保存を強く要望する。

2. 現状に対する指摘

- ①現在、当該遺跡の発掘調査はその遺跡の一部に留まっている。
- ②従って、当該遺跡の学術的価値は未知数であると言える。
- ③従って、現段階で、学校建設に必要な部分を記録保存(破壊)する判断を下すことは拙速と認める。

3. 現状への所感

現状に対して、重大な危惧を覚える。

4. 現状への認識

小島養生所跡・医学校跡の建物の全容を把握するに足る調査とこれを踏まえた検討が不可欠である。

5. 要望

- ①上位機関または文化庁による正式な指導・助言のもとでの調査と保存計画の推進の実現。
- ②市の文化財審議会、考古学や建築学、近代医学史などこの分野の複数の専門家を招いて組織する調査指導委員会の設置の実現。
- ③組織された調査指導委員会のもとでの調査と保存計画の推進の実現。
- ④5-①②③を併行して(全て)満たす調査と保存計画の推進の実現。

6. 意見

①九州考古学会は、小島養生所跡・医学校跡の地価施設・周囲の石垣などの遺構全体を医学史上の重要史跡として保存し、遺構の本質的価値を損ねることなく現地保存することこそ、長崎市にふさわしい文化財保護の実現であると考えます。

②長崎市におかれましては、近年、遺跡地から学校等の公共施設を移転し、地域再生・振興のシンボルとして保存整備し、教育・観光資源に活用する機運が全国的に高まっていることを含め、一層慎重にご判断されますことを希望いたします。

5. 措置としての要望

一、現地調査で発見された小島養生所・医学校に伴う地下遺構、石垣等の地上遺構について、少なくともその学術的価値が確定するまで、現状のまま保存すること。

二、国や県など上位の文化財関係部局の指導を仰ぎ、調査にあたっては指導委員会等を設置し、これを踏まえて具体的な保存計画を策定すること。

三、小島養生所・医学校跡およびその周辺に展開する関連遺構を含めた施設の全体像を明らかにし、その調査過程で説明会等を開催して成果を公表すること。

四、以上を踏まえて小島養生所跡・医学校跡を適切に保存し、整備・公開・活用を図ること。

私達は、九州考古学会について、昭和五年に九州帝国大学の関係者の努力を中心として発足した学会であり長い歴史を有することを知り、また、その間、多数の学識経験者の会員としての参加と後進会員への基本動作の指導などの積み重ねによる学識の蓄積と一致協力した討議と中立公正の立場の維持の努力により、社会的な信頼を形成してきた学会として信頼させていただいております。

九州考古学会の活動は広範に亘ります。

私達は、九州考古学会の見解は、広く深い学識経験と歴史学上の認識及び社会的な信頼により世界的歴史的な普遍性を有するものと考えて、これを尊重します。

私達は、九州考古学会より今回の要望書に表された見解について、私達の二回の陳情に表した私達の主要な意見と比較して一致し、さらに、学識に裏付けられた優位性があることから、敬意のもとに、九州考古学会の要望に賛同の意を表します。

つきましては、九州考古学会の要望書の記載を実現するために、また、かねてからの私達の陳情の内容を実現に導くために、下記の措置について、私達が文化財である記念物でありかつ周知の埋蔵文化財の包蔵地であると考えられる当該遺跡の所有者であり取扱いの主体である地方公共団体である長崎市及び上位機関である長崎県に要望します。

要望する措置の記

1. 私達は、当該遺跡の破壊と破壊への計画を回避するために、長崎市に、長崎市による旧長崎市立佐古小学校の旧施設の解体工事の中断と作業停止、及び長崎市立仁田佐古小学校の為の新校舎の旧長崎市立佐古小学校地への建設計画の中断と作業停止、及び旧長崎市立佐古小学校の外周道路建設計画の中断と作業停止を要望します。
2. 私達は、記-1項の実現の為に、長崎市に、長崎市による2017年2月の長崎市議会への記-1項に関わる予算案の議決に関わる議題の提出計画の撤回を要望します。
3. 私達は、記-1項の実現の為に、長崎市に、長崎市による2017年2月の長崎市議会への記-1項に関わる計画の実行の議決に関わる議題の提出計画の撤回を要望します。

4. 私達は、長崎市に、記-1、2、3項を実施したうえで、九州考古学会の今回の要望書に表された、上位機関または文化庁による正式な指導・助言のもとでの調査と保存計画の推進、ならびに、調査指導委員会のもとでの調査と保存計画の推進の双方を全て満たす政策の計画の策定と当該計画についての長崎市民及び長崎県民への説明と当該政策の実施の速やかな実現を要望します。

5. 私達は、長崎市及び長崎県に、文化財保護法の規定の遵守と、規定を高度に実現する措置を講じ、規定を高度に実現する施策を実施して、文化財保護法の主旨を適切に体现することを要望します。

次に、文化財保護法及び同法の文化財、記念物、埋蔵文化財、史跡、特別史跡、登録記念物の取扱に関わる骨子と考えられる条文を抜粋します。

『文化財保護法 第一章 総則 (この法律の目的) 第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。(文化財の定義) 第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。一、二、三省略。四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。五、六省略。2、3項省略)。(政府及び地方公共団体の任務) 第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。(国民、所有者の心構) 第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。第六章 埋蔵文化財(埋蔵文化財包蔵地の周知) 第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。第七章 史跡名勝天然記念物(指定) 第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。3、4、5、6項省略。(仮指定) 第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第一百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。2、3項省略。(登録記念物) 第一百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つて

いるものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。2項省略。(所有権等の尊重及び他の公益との調整)第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権、その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。2、3項省略』

6. 現在、長崎市は2016年(平成28年)4月1日をもって本件遺跡の地である旧長崎市立佐古小学校と約250mの近隣にある旧長崎市立仁田小学校を生徒数の減少により統合し、統合して発足した長崎市立仁田佐古小学校を旧長崎市立仁田小学校にて運営しています。

長崎市は2019年(平成31年)4月までに長崎市立仁田佐古小学校の施設を旧長崎市立佐古小学校地に新築竣工して長崎市立仁田佐古小学校を入居させる予定で、2016年(平成28年)8月より旧長崎市立佐古小学校の施設の解体作業中です。

以下に、両校の歴史を簡略に記します。

〔旧長崎市立佐古小学校:1906年(明治39年6月)長崎市佐古尋常高等小学校設立(1861年(文久元年)に幕府により竣工して設立された養生所(病院、医学所、後に分析研究所が竣工:後に養生所を精得館と改称)が1868年(慶應四年)新政府に継承され同年明治と改元された後長崎府医学校(及び病院)と改称されて以降の医学校の敷地が1891年(明治24年)に第五高等中学校医学部が浦上山里村に移転した後1902年(明治35年)に大徳寺庫裏跡の長崎病院が浦上に移転するまで四年生への臨床教授のために分教場として使用された敷地と分教場施設として残存した1864年(元治元年)竣工した養生所の旧分析研究所の建物と1882年(明治15年)頃完成した洋館の講堂の二棟の建物を引き継いで設立)、1941年(昭和16年)4月1日長崎市佐古国民学校と改称、1947年(昭和22年)4月1日長崎市立佐古小学校に改組、1950年(昭和25年)6月21日医学校旧構として最後まで残存し当時職員室として使われていた旧分析研究所の建物を解体、1957年(昭和32年)体育館棟が完成、1977年(昭和52年)7月29日プールが完成〕

〔旧長崎市立仁田小学校:1902年(明治35年)2月1日仁田尋常小学校設立、1921年(大正10年)3月仁田尋常高等小学校と改称、1941年(昭和16年)4月1日長崎市仁田国民学校と改称、1947年(昭和22年)4月1日長崎市立仁田小学校に改組、1950年(昭和25年)校地拡張工事に起工、1973年(昭和48年)5月体育館が完成、同年7月31日プールが完成〕

①私達は、長崎市に、長崎市が、公益の実現の為に所有する市有地である旧長崎市立佐古小学校地と旧長崎市立仁田小学校地について、公益である本件遺跡又は文化財の保存と活用と公益である長崎市立仁田佐古小学校運営の二つの公益の実現について、この地の旧来の歴史と用途を重視し二つの公益の高度で完全な形態での両立の実現を前提として公共交通の導入等他の公益の成立をも含めた調整を実施し、二つの公益の高度で完全な形態での両立と他の公益の成立のための措置と施策と計画の策定と計画の実施により二つの公益の高度で完全な形態での両立と他の公益の成立を速やかに実現することを要望します。

②私達は、現在長崎市が推進している、本件遺跡の保存と活用と長崎市立仁田佐古小学校運営という二つの公益を遺跡の地である旧長崎市立佐古小学校地で並存して実施する事に関して、それぞれの公益に関わる最優先課題であると考えることができる、遺

跡の保存と活用については遺跡の損壊なき保存という課題、小学校運営については学童の安全のより高度の確保という課題、の双方について、遺跡の保存と活用については破壊という犠牲を強いられ、小学校運営については不特定多数の見学者の来訪という学童の安全確保に対する不確実性の大幅な増大という犠牲を強いられると認識しています。

私達は、過去二回の長崎市議会議長への陳情に於いて、遺跡の地である旧長崎市立佐古小学校地を養生所/(長崎)医学校の遺跡を保存して活用する地として活かし、旧長崎市立仁田小学校地を、必要な学校施設の更新工事を施した後、長崎市立仁田佐古小学校を恒久的に運営する校地として活かすことを要望しました。

現長崎市立仁田佐古小学校(旧長崎市立仁田小学校)正門前には、長崎市仁田佐古ふれあいセンターがあり、職員の皆様により小学生の為の放課後教室などが運営され、センターに付設の児童図書館には、よく学童の姿が見られるなど、小学校に隣接する公共施設の職員の皆様と学童のコミュニケーションが小学校と一体となって充実している事は、地区の学童の安全性の向上に大きく貢献していると考えられます。

また、私達は、2011年(平成23年)の両校の生徒数は長崎市立佐古小学校が89名、長崎市立仁田小学校が225名、と聞いています。

私達は、私達の過去二回の長崎市議会議長への陳情に於ける、遺跡の地である旧長崎市立佐古小学校地に養生所/(長崎)医学校の遺跡を保存してこれを活用し、旧長崎市立仁田小学校地に長崎市立仁田佐古小学校を恒久的に運営する要望について、当地区での、本件遺跡の保存と活用と長崎市立仁田佐古小学校運営という二つの公益の実現に関して、無理なく二つの公益を共に高度に実現する方策であると考えています。

私達は、長崎市に、本件遺跡の保存と活用と長崎市立仁田佐古小学校運営という二つの公益の実現について、双方の公益の最優先課題を充足し無理なく二つの公益を高度に実現するために、遺跡の地である旧長崎市立佐古小学校地に養生所/(長崎)医学校の遺跡を保存して活用し、旧長崎市立仁田小学校地に、必要な学校施設の更新工事を施した後、長崎市立仁田佐古小学校を恒久的に運営することを要望します。

7. 私達は、長崎市及び長崎県に、九州考古学会よりの今回の要望書に記された“史跡”は、用語として専ら『文化財保護法 第七章 史跡名勝天然記念物』に規定される第百九条(指定)及び第百十条(仮指定)に関わる専用の名称であることに留意するように要望します。

8. 私達は、長崎市に及び長崎県に、九州考古学会が本件遺跡について“医学史上の重要史跡として”と表現したことは、九州考古学会が未指定の文化財即ち記念物である本件遺跡に対して文部科学大臣が指定した記念物について専らに使用する専門の名称である“史跡”に相当し、さらに“史跡”のうちでも重要な史跡に相当するとの認識をもって今回の要望書を提出したことが想定できることに留意し、本件遺跡について重要な“史跡”としての取扱いを要望します。

9. 私達は、長崎市及び長崎県に、記-7、8項に鑑みて、文部科学大臣が本件遺跡を“史跡”又は“特別史跡”に指定するために必要な措置について速やかに行動することを要望します。

10. 私達は、長崎市及び長崎県に、記-7、8項に鑑みて、文部科学大臣が本件遺跡を文化財登録原簿に登録する(“登録記念物”)ために必要な措置について速やかに行動することを要望します。

11. 私達は、長崎市及び長崎県に、本件遺跡の区域での2015年(平成26年)の発掘調査、2016年(平成27年)の発掘調査において旧養生所(病院)に由来すると考えられる遺構が検出されたこと、2017年(平成28年)1月の立会い付の小学校施設解体工事において運動場平面下より長崎市が昭和25年築造と考える過去の遺構としての小学校時代の石垣(私達はこの石垣が分析究理所のものであるか否かの最終判断には発掘調査等の詳細な調査が必要と考えます。)が検出されたことにより周辺に他の過去の遺構が埋蔵されている可能性があること、私達が過去二回の長崎市議会への陳情書で本件遺跡の範囲であると記した旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路の範囲について、養生所(病院、医学所、分析究理所:後に精得館)及び連続する長崎府医学校(及び病院:後複数の所轄名称変更)から長崎医学専門学校、長崎病院附属梅毒病院(後複数の所轄名称変更)から小島病院に至る複数の時点の写真、敷地と施設の絵及び図面が存在すること、また、当該敷地の変更の口承に鑑み、また、本件遺跡が地区にとって重要な遺跡であることから、私達が過去二回の長崎市議会への陳情書で本件遺跡の範囲であると記した旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路の範囲について周知の埋蔵文化財包蔵地として周知の徹底を図るために必要な措置を実施し、長崎県遺跡地図に記載し一般に公開するよう要望します。

(現在、長崎県遺跡地図に記載されている本件遺跡の範囲は、旧長崎市立佐古小学校の旧体育館棟の敷地であり、私達が陳情した遺跡の範囲に旧体育館棟の敷地は含まれますが、私達が陳情した遺跡の範囲のうち旧体育館棟の敷地以外の範囲については、長崎県遺跡地図に未記載です。)

12. 添付資料

1. 『長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望書』
2017年(平成29年)2月3日 九州考古学会会長 小池史哲
2. 『養生所地区における私達が望ましいと考える遺跡記載』
("長崎県遺跡地図"にて)
2016年(平成28年)12月25日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
3. 『養生所地区における現状の遺跡記載』
("長崎県遺跡地図"にて)
2016年(平成28年)12月25日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
4. 『都市長崎:日本開国の母体、日本開国の始点:遺跡と構想』
("養生所/(長崎)医学校の遺跡"の活用の一例として)
2017年(平成29年)1月24日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

13. 連絡先

養生所を考える会 代表 池知和恭

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

携帯電話

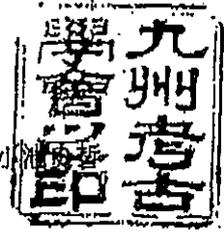
(電話)

以上

2017年2月3日

長崎県知事 中村法道 殿
長崎県教育委員会教育長 池松誠二 殿
長崎市長 田上富久 殿
長崎市教育委員会教育長 馬場豊子 殿

九州考古学会会長



長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望書

九州考古学会は、長崎市立仁田佐古小学校建て替え用地とされている佐古小学校敷地に所在する小島養生所跡・医学校跡の発掘調査の徹底と、これに基づく関連遺構の適切な保存を強く要望します。

2017年1月12日付の『長崎新聞』『西日本新聞』等の報道によれば、小島養生所跡・医学校跡の一部遺構を展示公開する一方、新校舎の建設工事での立会で遺構が見つかった場合に調査するという長崎市長の方針が示されました。長崎の歴史を語る重要な建物の保存と展示をいち早く決断された市長の姿勢に敬意を表します。

しかし、現在遺跡はその一部が発掘調査されているに留まり、学術的価値は未知数といわざるをえません。こうした段階で、学校建設に必要な部分を記録保存（破壊）する判断を下すことは拙速であり、重大な危惧を覚えます。小島養生所跡・医学校跡の建物の全容を把握するに足る調査とこれを踏まえた検討が不可欠です。

そのために、上位機関または文化庁による正式な指導・助言、ならびに市の文化財審議委員会、考古学や建築学、近代医学史などこの分野の複数の専門家を招いて調査指導委員会を設置し、そのもとで調査と保存計画を進めることが強く望まれます。

九州考古学会は、小島養生所跡・医学校跡の地下施設・周囲の石垣などの遺構全体を医学史上の重要史跡として保存し、遺構の本質的価値を損ねることなく現地保存することこそ、長崎市にふさわしい文化財保護の実現であると考えます。長崎市におかれましては、近年、遺跡地から学校等の公共施設を移転し、地域再生・振興のシンボルとして保存整備し、教育・観光資源に活用する機運が全国的に高まっていることを含め、一層慎重にご判断されますことを希望いたします。

つきましては、当遺跡の重要性にかんがみ、以下の措置が取られることを要望します。

記

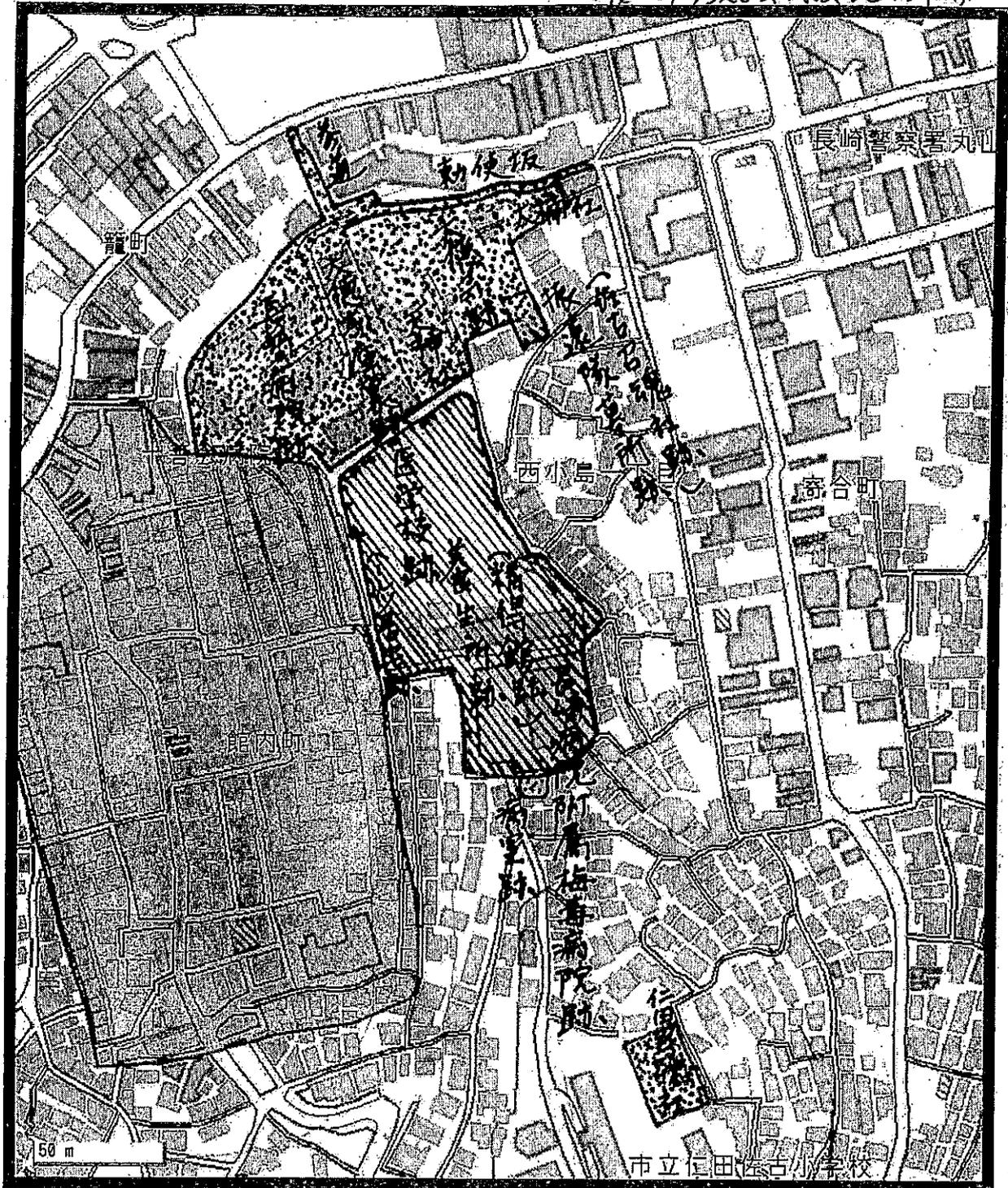
- 一、現調査地で発見された小島養生所・医学校に伴う地下遺構、石垣等の地上遺構について、少なくともその学術的価値が確定するまで、現状のまま保存すること。
- 二、国や県など上位の文化財関係部局の指導を仰ぎ、調査にあたっては指導委員会等を設置し、これを踏まえて具体的な保存計画を策定すること。
- 三、小島養生所跡・医学校跡およびその周辺に展開する関連遺構を含めた施設の全体像を明らかにし、その調査過程で説明会等を開催して成果を公表すること。
- 四、以上をふまえて小島養生所跡・医学校跡を適切に保存し、整備・公開・活用を図ること。

以上

養生所地区における私達が望ましいと考える遺跡記載

長崎県遺跡地図検索

遺跡地図 2016年(平成28年)12月25日 日曜日
養生所を代表地和和茶



※この地図は国土地理院の電子地形図を利用して作成しています。

- ① 現在の遺跡の記載 □
- ② 私達が養生所/(長崎)医学校の遺跡と考える範囲の記載 ▨
- ③ 私達が望ましいと考える遺跡の範囲の記載 ▩

このページに関するお問い合わせは
長崎県教育庁学芸文化課

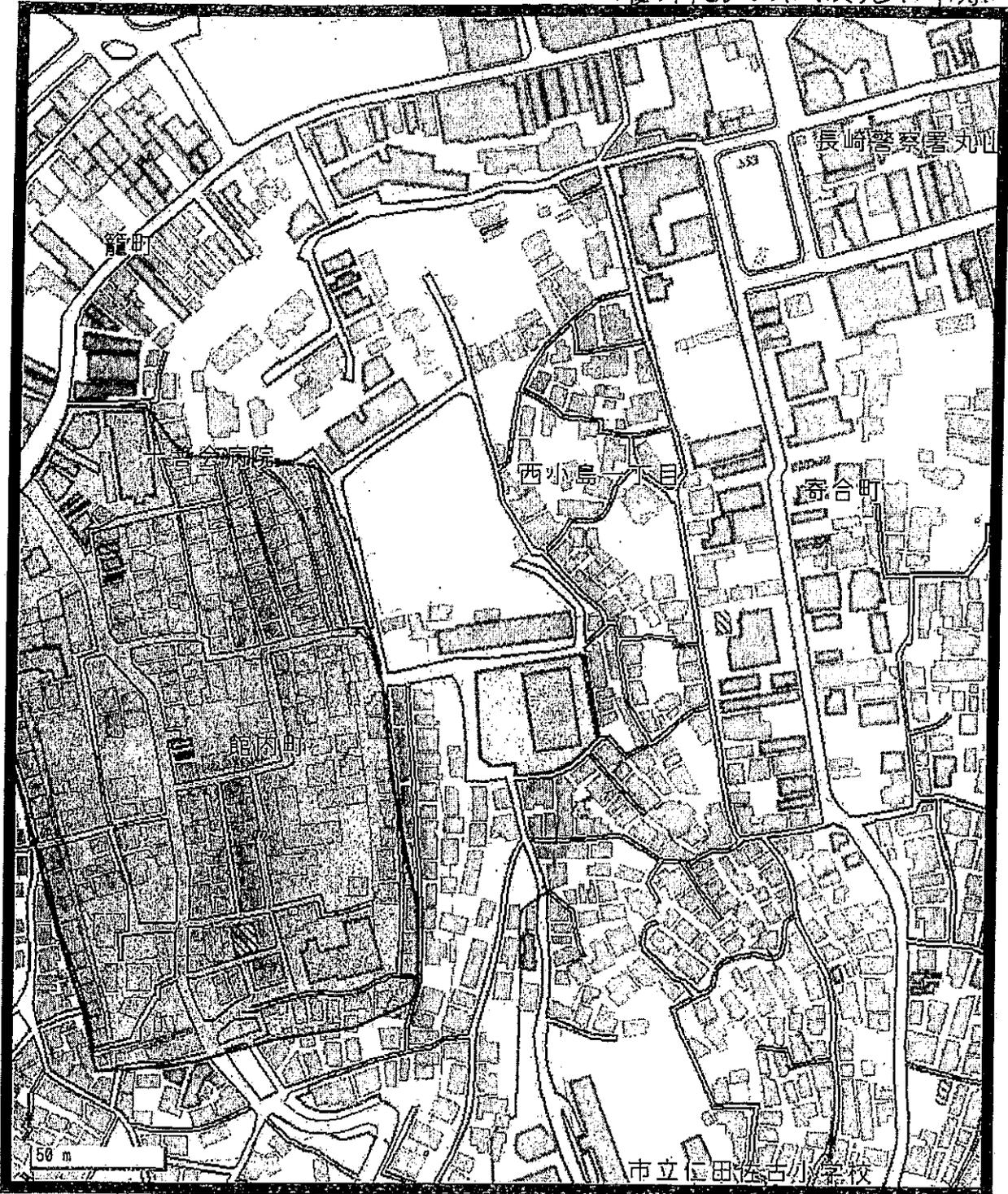
☎ 095-894-3384(直通)
✉ s40080@pref.nagasaki.lg.jp

養生所地区における現状の遺跡記載

長崎県遺跡地図検索

遺跡地図

2016年(平成28年)12月25日 日曜日
養生所研究会代表 池和和恭



※この地図は国土地理院の電子地形図を利用して作成しています。

このページに関するお問い合わせは
長崎県教育庁学芸文化課

☎ 095-894-3384(直通)
✉ s40080@pref.nagasaki.lg.jp

都市長崎：日本開国の母体、日本開国の始点：遺跡と構想

—長崎の歴史、そのもう一つの魅力：日本外交の原点・民間国際通商産業の嚆矢・国際政治経済の舞台— 2017年(平成29年)1月24日 火曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

現状	歴史的資産	計画、史跡指定等	歴史的意義
台場跡、公園、住宅等	台場(砲台)遺跡 多数	三件の国指定史跡	海岸防備
長期的に復元進行中	出島遺跡 [長崎海軍伝習教官宿泊地]	長崎市の長期的 整備計画あり	オランダ商館 ・オランダ商館長の存在 ・オランダ商館付医師の存在 (長崎奉行所立山役所と一対です。)
長崎県庁→もうじき移転	長崎奉行所西役所遺跡 [長崎海軍伝習主催地] [医学伝習の成立]	未定	近代西洋式海軍の創設 近代西洋医学の初め 憲法制定下のオランダの 民主政治文化の体験
長崎海軍伝習 《現代の日本の国のかたちのはじまり》	大波止遺跡 [長崎海軍伝習造船地]	未定	長崎くんち御旅所 (造船)
ビル 三菱重工業株式会社 長崎造船所(飽ノ浦地区)	長崎製鉄所遺跡(飽ノ浦) (修船場) 岩瀬道修船架遺跡、立神軍艦打建所遺跡	未確認	近代西洋工業技術の初め (近代西洋式工場の初め) (⇒三菱重工業株式会社へ)
ビル 旧長崎市立佐古小学校	大村町の医学伝習所遺跡 (高島秋帆本邸) ↓ 養生所(精得館)遺跡 (病院、医学所、分析究理所) ⇒長崎府医学校(及び病院)～遺跡 ⇒長崎病院遺跡	未定 ◎私達が長崎市議会へ 二度、保存と活用を陳情	近代西洋医学に基づく 医学校の初め 近代西洋医学に基づく 病院を附設した医学校の初め 近代医学から現代医学へ (⇒長崎大学医学部/薬学部へ)
住宅、橋本大徳園跡	小曾根築地遺跡 [小曾根家の事業計画]	未定	近代西洋式総合事業 民間国際通商産業の初め
住宅、グラバー園、他	東山手・南山手外国人居留地 (グラバー邸、オルト邸、大浦天主堂、領事館跡)	伝統的建造物群 国宝、世界文化遺産	西洋経済社会/文化の伝播

日本遺産へ

空間の大きさを確保しながらブランド(日本遺産)を取得することで、一定の長期安定的経済効果や地域の象徴としての効果を期待します。
日本開国に象徴される長崎の歴史は、『明治日本の産業革命遺産』の長崎の構成資産に直接繋がる歴史です。各遺跡の整備について“真正性”の重視と“経過と変化”の提示を期待します。

2017年2月19日

長崎県知事 中村法道殿
長崎県教育委員会教育長 池松誠二殿
長崎市長 田上富久殿
長崎市教育委員会教育長 馬場豊子殿
長崎市文化財審議会会長 下川達彌殿

日本医史学会理事長 小曾戸洋



洋学史学会会長 沓澤宣賢



長崎市旧佐古小学校校地の養生所遺跡群の調査と保存に関する要望書
について

別添の要望書と説明書にあるように旧佐古小学校校地の養生所遺跡群は学術
上きわめて重要でありますので、貴殿におかれましては適切な調査と保存の措
置を速やかに講じていただきますようお願いいたします。

尚、標記の件に対する具体的措置について、2017年3月10日までに文
書にてご回答くださいますようお願いいたします。

添付書類

要望書 一通
説明書 一通

連絡先

日本医史学会事務局

〒113-8421 東京都文京区本郷2-1-1

順天堂大学医学部医史学研究室内

洋学史学会事務局

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

電気通信大学電気通信学部佐藤賢一研究室気付

2017年2月19日

長崎県知事 中村法道殿
長崎県教育委員会教育長 池松誠二殿
長崎市長 田上富久殿
長崎市教育委員会教育長 馬場豊子殿
長崎市文化財審議会会長 下川達彌殿

日本医史学会理事長 小菅戸洋



洋学史学会会長 沓澤宣賢



長崎市旧佐古小学校校地の養生所遺跡群の調査と保存に関する要望書

要望事項

1. 旧佐古小学校の校舎と体育館の解体工事を中止し、近代医学史、考古学、建築学などの専門家による養生所遺跡群の調査指導委員会を早急に立ち上げてその指導の下に調査解明されること。
 2. 養生所・医学所、分析窮理所、ヘルツハウス及び長崎医学校遺跡のある旧佐古小学校校地を、正門、通用門と周囲の石垣を含め、新しく体育館や校舎を建てずに全て残していただくこと。
 3. 文化庁の指導を仰ぎつつ、養生所・医学所、分析窮理所、ヘルツハウス及び長崎医学校遺跡の全体像を調査し、それを総合評価し、旧佐古小学校校地に出土する価値ある遺跡を対象として史跡指定の申請を文部科学大臣にしていただくこと。
 4. 旧佐古小学校校地の遺跡群の保存と活用のあり方について広い分野の専門家による委員会を設け、市民に公開しながら検討していただくこと。
- 以上の事項についてご措置いただくよう要望いたします。

長崎市文化財課により養生所遺跡が発見されたことは医学や文化の日蘭交

流史に関心をもつ日本医史学会と洋学史学会の会員にとってこの上なくうれしい出来事でした。長崎市におかれましては養生所遺跡を市の文化財として一部顕在化して保存する予定と承っております。養生所遺跡の上に新体育館施設が建設され、一部を展示する方式では養生所遺跡の一部の破壊がまぬがれません。養生所時代の一時期を切り取って残すのではなく、養生所は養生所・医学所、精得館、長崎医学校そして佐古尋常小学校に至る歴史の刻み込まれた旧佐古小学校校地とともに残されるべきです。養生所遺跡群と小学校の共存は、観光客が多数押しかけるだけでなく、養生所、梅毒病院、小島病院、分析窮理所、解剖所での薬品使用と石組みや不明の排水施設による土壌汚染は確実であると考えられるので無理であります。

仁田佐古小学校の新体育館施設が予定されている場所には養生所遺跡とその時代の石垣があり、新校舎建設の予定場所には医学所、分析窮理所、ヘルツハウス、長崎医学校時代の新講堂や石垣などの遺跡があると推定されます。現在、医学所、分析窮理所、ヘルツハウスの正確な所在が不明のまま重機が稼働し、新校舎建設のために旧佐古小学校校舎と校地が破壊されていくことに強い危惧の念を抱いています。旧佐古小学校の校舎と体育館の解体工事を速やかに中止されることを要望します。

長崎医学校校地に佐古尋常小学校が設置されたために都市化の荒波の中、奇跡的に残された養生所遺跡群（養生所遺跡と、予測される医学所、分析窮理所、ヘルツハウス、石垣などの各遺跡）の全容を近代医学史、考古学、建築学などの専門家による調査指導委員会を早急に立ち上げてその指導の下に時間をかけて調査解明されることを要望します。

長崎港を見渡し旧唐人屋敷と旧丸山花街を眼下に見る景勝の地にあり、フルベッキが寓居した大徳寺跡が隣接する旧佐古小学校校地全てを、後世のためにそのまま残す決断をされることを要望します。文化庁の専門家の指導を仰ぎながら、養生所・医学所、分析窮理所、ヘルツハウス及び長崎医学校の遺跡の全体像を調査し総合評価され、旧佐古小学校校地に出土する価値ある遺跡を対象として史跡指定の申請を文部科学大臣にさせていただくことを要望します。

国際港として日本の近代化に貢献した長崎を再認識し、国際観光都市として発展していく上できわめて重要な遺跡であり、旧佐古小学校校地の遺跡群の保存と活用のあり方について広い分野の専門家による委員会を設け、市民に公開しながら検討していただきますようお願い申し上げます。

説明書

養生所遺跡群の持つ歴史的意義について

天然痘を予防する種痘を普及した出島の商館医オットー・G. J. モーニックは、幕末日本の医療について報告し、衛生行政政策が皆無で、伝染病を隔離する病院がなく、国立医学校、開業医試験もないと厳しい指摘をしています。そのような状況を打破する日本の近代医療革命は長崎の養生所を舞台に始まりました。

江戸幕府とオランダ王国によって幕末の長崎で行われた海軍伝習は海軍設立にとどまらず近代科学技術と近代医学が組織的に導入され、稀有の成功を収めた国際プロジェクトであります。海軍伝習の際、J. L. C. ポンペ・ファン・メーデルフォールトにより養生所・医学所が、H. ハルデスにより長崎製鉄所が設立され、近代医学と近代科学技術の革命が始まりました。日本の近代化に貢献できたことはオランダの誇りであり、ライデン大学教授で日本研究オランダ協会会長でもあったハルメン・ボイケルス教授は日蘭交流の歴史上で養生所は出島と同等の価値があるといっています。

1857年、ポンペは西役所で医学伝習を開始、近代西洋医学を系統的に教えました。養生所は1861年に建設され、日蘭友好の象徴としてその屋上には日本とオランダの国旗がはためいていました。ポンペは侍・町人、西洋人・日本人の差別なく治療し、医師は自分自身のものではなく病める人のものであると戒め、民主的な患者中心の医療を行い、封建社会に育った弟子達に衝撃を与えました。衛生思想は松本良順らにより普及しました。西洋医学は19世紀に近代医学へと大きく変貌し、ポンペは養生所において日本の医師たちに近代的な西洋医学を初めて体系的に伝え、明治から現在へと発展する日本の近代医学の礎を築きました。

ポンペの跡を継いだA. F. ボードインは分析窮理所を設置してW. K. ハラタマを招聘、物理学、化学等が教えられました。養生所は精得館と改名、明治維新後長崎医学校となりました。精得館頭取の相良知安はボードインにオランダの医療法を、G. H. F. フルベッキに佐古の丘の大徳寺で大隈重信とともにアメリカ憲法を学びました。維新政府に登用された相良は大学東校を設立、ドイツ医学を導入しました。大学東校にポンペの弟子佐藤尚中を、大学南校にフルベッキを迎え、近代教育を担う大学を設立しました。長崎医学校長であった長与専斎は文部省に出仕、岩倉遣欧使節団に加わり、英米独の医療を視察後、オランダで医療監理制度を調査しました。長与専斎は帰国後、相良の構想していた

醫制を整備して施行、衛生局を創立して万人の健康を護る公衆衛生行政を開始しました。ハラタマの跡を継ぐために長崎に赴任した A. J. C. ヘールツはエトレヒト陸軍軍医学校の薬学教官でした。長与のブレーンとなり、輸入薬物を検査する司薬場設置を提案、東京司薬場から東京大学薬学部が始まります。

小島佐古の丘に発祥した近代教育、民主的な考え方と公衆衛生行政は東アジアに普及、養生所はアジアの国々にとっても近代化の象徴です。

出島と長崎の岬先端にある西役所、唐人屋敷とその背後小島佐古の丘にある養生所は、港に停泊する蘭船や唐船とともに、幕末海軍伝習の頃の長崎の原風景です。ポンペは風通しの良い小高い丘で、水の便がよく患者が通いやすいことをホスピタル (Hospitaal te Nagasaki) の建設地として希望しました。繁華街から患者が通いやすく、大徳寺のある景勝の一等地小島佐古の丘を提供した町衆には、近代医療に寄せる熱い期待があったのでしょう。

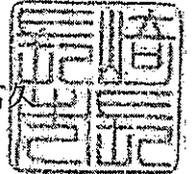
国際港として日本の近代化に貢献した長崎を再認識し、国際観光都市として発展していく上できわめて重要な遺跡であり、国の史跡指定に申請する価値があるのみならず、幕末の海軍伝習時代の遺跡とともに世界遺産指定等の可能性も考えられます。

平成29年3月15日

日本医史学会理事長 小曾戸 洋 様

洋学史学会会長 沓澤 宣賢 様

長崎市長 田上 富久



長崎市旧佐古小学校校地の養生所遺跡群の調査と保存に関する要望について (回答)

2017年2月19日付でご提出いただきました標記要望につきまして、次のとおり回答いたします。

小島養生所は、我が国の西洋医学発祥の地であり、歴史的な意義が大きく、市の貴重な財産として慎重に調査研究を行い、その成果は市民をはじめ多くの方々へわかりやすくお伝えしたいと考えております。

小島養生所跡については、周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法に基づき、平成27・28年度に発掘調査を実施し、小島養生所のものであると思われる石垣、建物基礎、瓦敷、遺物等を発見しており、これらの遺構に影響がない形で適切な保存を行う考えです。また、医学所、分析究理所等跡地については、既存校舎部分にあたり、平成27年8月及び平成28年10月に敷地内の試掘調査を行いました。既存の校舎建設時において土地削平がなされており、遺跡は残存していない可能性が高いと判断しております。ただし、既存校舎解体時および新校舎建設時の工事施工部分については、学芸員の立会いのもと、慎重な掘削を行う予定です。また、工事の影響が及ぶ敷地周囲の石垣についても、調査を行う考えです。

小島養生所跡関連遺構の価値については、文化庁、県学芸文化課と市指定文化財もしくは国の登録文化財の可能性を協議し、保護措置として、より規制が厳しい市指定文化財を目指すこととしております。

保存については、体育館建設地において「養生所遺構」の一部について露出展示を行い、その他の遺構は、埋戻し保存を行ったうえで、遺構に影響がない形で学校建設を進める予定です。活用については、遺構と学校との併存を図る中で、学校教育や市民の学びの場、観光客の観覧に供することができる展示を検討しております。

2017年(平成29年)2月20日 月曜日

長崎県知事
長崎県教育委員会教育長
長崎市長
長崎市教育委員会教育長
長崎市文化財審議会委員長

中村法道 様
池松誠二 様
田上富久 様
馬場豊子 様
下川達彌 様



養生所を考える会 代表 池知和恭



長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の土壤汚染に関わる見解と要望について

標記の件について、別添書類の如く、当該遺跡内外に関わる過去の土壤汚染は重篤で継続的に進展したものと考えざるを得ず、当該敷地内の全ての範囲について過去の土壤汚染の可能性が存在します。貴理事者様におかれましては、関係地域の土壤の汚染に対する原状回復に向け、また諸関連事業について適切で速やかな対策が講じられることを要望いたします。

なお、当件の具体的な措置、対策につきましては、2017年2月24日(金)までに、ご回答をくださるようお願い申し上げます。

記

1. 別添書類

『長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の土壤汚染に関わる見解と要望の書』
一通

また、私達から2017年2月14日火曜日に提出いたしました要望書『長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査と保存と活用に関する要望書』に関わる具体的な措置、対策につきましても、2017年2月24日(金)までに、ご回答をくださるようお願い申し上げます。

以上

連絡先

養生所を考える会 代表 池知和恭

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

携帯電話

(電話 [REDACTED])

2017年(平成29年)2月20日 月曜日

長崎県知事	中村法道 様
長崎県教育委員会教育長	池松誠二 様
長崎市長	田上富久 様
長崎市教育委員会教育長	馬場豊子 様
長崎市文化財審議会委員長	下川達彌 様

養生所を考える会 代表 池知和恭



長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の土壤汚染に関わる見解と要望の書

私達は2017年(平成29年)2月15日に長崎市の理事者の主催で行われた第五回長崎市立仁田佐古小学校校舎等建設計画地域懇話会の席上で、出席者の地域居住者から、旧長崎市立佐古小学校地がその過去に病院として使用された経緯より、土壤汚染の可能性はあるのではないか、との指摘があったと聞きました。

当該懇話会の席上、長崎市の理事者からの旧長崎市立佐古小学校地の土壤汚染の調査やその経緯及び調査結果に関わる回答はなかったようです。

旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路が、養生所/(長崎)医学校の遺跡である事について、私達は、過去二回の長崎市議会議長への陳情書及び一回の長崎県知事 中村法道 様、長崎県教育委員会教育長 池松誠二 様、長崎市長 田上富久 様、長崎市教育委員会教育長 馬場豊子 様、長崎市文化財審議会委員長 下川達彌 様への要望書で述べてきました。

私達は、養生所を考える会で、当該遺跡地での土壤汚染の可能性につき、当会副代表である長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣先生を交えて協議し、当該遺跡地内において、第一に、治療薬や試薬その他の薬品において水銀とヒ素の毒物等有害物質の取扱があること、第二に、排水施設の実態が不明であること、第三に、排水処理施設の実態が不明であること、第四に、排水処理システムの実態が不明であること、第五に、排水や排水処理の施設や排水処理システムについて現代的な環境保全への対策が実施されていたとは考えられないことの五点から当該遺跡の敷地内において過去に水銀とヒ素による土壤汚染が継続的に進展したと考えざるを得ないこと、当該遺跡の敷地外において排水経路等により過去に水銀とヒ素による土壤汚染が継続的に進展した可能性があることを確認しました。

次に養生所を考える会で確認できた事項を記します。

記1(養生所を考える会で確認した事項)

1. 旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路は、養生所/(長崎)医学校の遺跡であり、当該遺跡地の内において、病院、医学所、分析究理所、医学校、梅毒病院の諸施設が運営された。

2. 当該遺跡地の内の旧長崎市立佐古小学校体育館棟敷地と一部の隣接道路において、1861年(文久元年)から1957年(昭和32年)頃まで約96年間、病院が運営された。

3. 当該遺跡地の内の旧長崎市立佐古小学校体育館棟敷地と一部の隣接道路において、1881年(明治14年)から1957年(昭和32年)頃まで約76年間、梅毒検査と梅毒治療の専門の病院が運営された。

(1881年(明治14年)8月長崎病院附属梅毒病院が開院、1882年(明治15年)3月梅毒病院が長崎病院の附属を離れる、1889年(明治22年)4月長崎梅毒病院と改称、1897年(明治30年)12月長崎驅梅毒院となる、1899(明治32年)3月長崎県立驅梅毒院と改称、1901年(明治34年)6月県立長崎娼妓病院と改称、1918年(大正7年)4月県立小島病院となる)

4. 梅毒治療には、ポンペの時代より水銀が、又水銀化合物が使用され1909年(明治42年)ドイツ・フランクフルトのエルリッヒの研究室で秦佐八郎とエルリッヒにより発見され秦等三人により開発されて1910年(明治43年)にドイツのヘキストで製造販売され、近代治療薬であり日本でも梅毒治療の特効薬として使用されたサルバルサンの主体はヒ素化合物である。1928年(昭和3年)英人 Fleming が発見し1929年(昭和4年)に命名し1942年(昭和17年)に実用化され第二次世界大戦で広く用いられ1945年(昭和20年)から民間に開放されたペニシリンの日本導入後も日本においてサルバルサンは多用された。

梅毒病院の敷地内においてこれらの毒物は長期間に亘り継続的に取り扱われている。

5. 長崎病院附属梅毒病院から小島病院に至るまでに複数回の改築・新築を経ているが、資料上、それぞれの排水施設と排水処理施設と排水処理システムは今だ不明である。

6. 2015年(平成27年)及び2016年(平成28年)の発掘調査によりなんらかの排水溝と推測できる石組の溝が検出されているが、これが、汚水の排水施設であるのかどうか、他に汚水の排水施設の検出があるのかどうか、排水処理施設の検出があるのかどうか、遺跡の排水処理システムをどう認識しているかについて、長崎市から調査結果が報告されておらず、遺跡に見る排水施設と排水処理施設と排水処理システムの概念は不明である。

7. 当該遺跡地の内の記1-2の敷地以外の敷地において、1861年(文久元年)から1906年(明治39年:佐古尋常高等学校設立)頃まで約45年間、養生所(後に精得館)及び長崎府医学校以来の医学校の諸施設が運営された。

8. 当該遺跡地の内の記1-2の敷地以外の敷地において、1875年(明治8年)から1877年(明治10年)10月まで約2年間、英医ヒールにより寄宿舎を利用して梅毒病院が運営された。

明治11年以前に記1-7の敷地の内の南部と北部にあった寄宿舎の内のどの寄宿舎が梅毒病院に利用されたかについて、養生所を考える会では未確認である。

9. 当該遺跡地の内の記1-2の敷地以外の敷地において運営された諸施設のうち、特に、医学所、分析究理所、解剖室(遺体安置室)、解剖教場、化学実験室、化学器械室、生理実験室、物理器械室、他教場では、薬品が取り扱われ、又は、薬品が取り扱われた可能性がある。

10. 当該遺跡地の内の記1-2の敷地以外の敷地において、資料上、諸施設の排水施設と排水処理施設と排水処理システムは今だ不明である。
11. 当該遺跡地の内の記1-2の敷地以外の敷地において、発掘調査はなされておらず、遺跡に見る排水施設と排水処理施設と排水処理システムの概念は不明である。
12. 当該遺跡地の内及び当該遺跡地の内の諸施設において、排水施設や排水処理施設と排水処理システムについて現代的な環境保全への対策が実施されていたとは考えられない。
13. 以上の当該遺跡地の内での薬品の取扱と排水施設や排水処理施設と排水処理システムについての推察より、当該遺跡の敷地内において過去に継続的に水銀とヒ素による土壤汚染が進展したと考えざるを得ない。
14. 当該遺跡地の内において、過去に、薬品取扱上の事故があった可能性がある。
15. 薬品取扱上の事故の可能性より、当該遺跡地の内の全域に、過去に、土壤汚染のあった可能性がある。
16. 当該遺跡地の内及び当該遺跡地の内の諸施設の排水施設や排水処理施設と排水処理システムによっては、排水処理が当該遺跡地内で完結せずに、排水が当該遺跡地の外に誘導された可能性がある。
17. 当該遺跡地の外への排水の誘導により、当該遺跡の敷地の外において、過去に継続的に水銀とヒ素による土壤汚染が進展した可能性がある。
18. 当該遺跡地の外の稲佐において、1860年(万延元年九月)から松本良順によりロシア水兵休息所にて日本初の検梅が行われた。
19. 当該遺跡地の北に隣接する旧大徳寺境内において、1870年(明治三年十月)から1871年(明治四年三月)まで約5ヶ月間、英医ニュートンにより旧大徳寺庫裏を利用して梅毒仮病院が運営された。
20. 当該遺跡地の外の稲佐において、1871年(明治四年六月)から1873年(明治6年)3月まで約2年間、今村盛吉宅、西田武良治宅を借用して梅毒治療を実施した。
21. 当該遺跡地の外の寄合町において、1874年(明治7年)10月から1875年(明治8年)まで約1年間、英アジア艦隊一等軍医ヒールが千歳屋を修繕して開院し梅毒治療を実施した。
22. 当該遺跡地の外の寄合町において、1877年(明治10年)10月から1881年(明治14年)8月まで約4年間、梅毒治療の病院を運営した。
(英医ヒールにより仮病院が開院、1878年(明治11年)5月英医ローレンソンが監督に着任、1878年(明治11年)9月長崎梅毒病院と呼称、1879年(明治12年)英医の監督を廃止。)
23. 当該遺跡地の外の浪ノ平において、1878年(明治11年)4月から1881年(明治14年)8月まで約3年間、(長崎梅毒病院)浪ノ平分院が設置された。
24. 当該遺跡地の外の浪ノ平において、1881年(明治14年)8月、検梅所を新設した。
25. 当該遺跡地の外の丸山において、1881年(明治14年)8月、検梅所を新設した。
26. 当該遺跡地の外の戸町において、戸町梅毒病院が運営された。
27. 当該遺跡地の外の戸町において、1886年(明治19年)、戸町検梅所を新設した。
(長崎梅毒病院が戸町梅毒病院を合併したことに伴う)
28. 当該遺跡地の外の新橋町において、1889年(明治22年)頃、長崎梅毒病院が運営された。
(1889年(明治22年)1月5日“當区新橋町なる長崎梅毒病院”との新聞記事がある由)

私達は、記Ⅰの確認事項より、養生所/(長崎)医学校の遺跡(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路)及び関連する周辺地域、他の地域について汚染以前の人の生活圏としての土壌の原状回復を目指す為、長崎市に次の記Ⅱの措置を要望します。

記Ⅱ(要望する措置)

1. 養生所/(長崎)医学校に関わる歴史上の排水施設や排水処理施設と排水処理システムの速やかな実態解明。
2. 記Ⅱ-1を踏まえた養生所/(長崎)医学校の遺跡(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路)及び関連する周辺地域における、また、他の梅毒治療に関係する地域における第三者機関による土壌汚染の実態調査の速やかな実施。
3. 記Ⅱ-1、2を受けた汚染土壌の原状回復のための除染処置等計画の速やかな立案。
4. 記Ⅱ-3の汚染土壌の原状回復のための除染処置等の計画の速やかな実施。
5. 記Ⅱ-4の汚染土壌の原状回復のための除染処置等の実施の後の土壌汚染に対する改善実態の確認の速やかな実施。

私達は、私達の養生所/(長崎)医学校の遺跡地の土壌汚染に関わる見解を踏まえて、長崎市が推進し、また、私達が陳情し要望して来た、長崎市立仁田佐古小学校の建設運営計画と養生所/(長崎)医学校の遺跡の保存と活用について、次の記Ⅲを要望します。

記Ⅲ

(長崎市立仁田佐古小学校運営及び

養生所/(長崎)医学校の遺跡の保存と活用に関わる要望)

1. 旧長崎市立佐古小学校地及び関連する周辺地域では過去に水銀とヒ素による土壌汚染が継続的に進展したと考えざるを得ず、同時に、過去に当該小学校地内及び関連する周辺地域で広範囲に土壌汚染が発生した可能性があります。
2. 当該地域の全土壌の汚染の実態調査は事実上不可能と考えられ、排水施設や排水処理施設や排水処理システムの過去の各施設における実態が不明な現状では的確なサンプリングは望めず、発掘調査による土壌攪乱のある区画では既に汚染実態が変更されており、即ち、対象地域の現状は土壌汚染の実態調査の精度維持に課題を残し、一方で、過去に水銀とヒ素による土壌汚染が継続的に進展したと考えざるを得ず、また、広範囲に土壌汚染が発生した可能性があり、従って、土壌汚染の実態調査の結果に係わらず現在の土壌汚染の可能性を排除できない可能性があり、また、除染処置等の実施の後の状態について、当該地域の土壌の状態が、完全に、汚染以前の原状に回復するとは考えられません。
3. 児童は成人と比較して、体重も小さく若年であり発育過程にあり薬物等有害物質の影響を受けやすい存在です。
4. 私達は、記Ⅲ-1、2、3より、長崎市が2019年(平成31年)以降の長崎市立仁田佐古小学校の運営予定地として旧長崎市立佐古小学校の校舎等施設の解体と新築作業を進める過去に水銀とヒ素による土壌汚染が継続的に進展したと考えざるを得ずまた過去に広範囲に土壌汚染が発生した可能性がある旧長崎市立佐古小学校地について、

長崎市が現在旧長崎市立佐古小学校地での新校舎等新施設竣工までと期間を区切って長崎市立仁田佐古小学校の運営を行っている土壤汚染の経緯の考えられない旧長崎市立仁田小学校地と比較して、体重も小さく若年であり発育過程にあり薬物等有害物質の影響を受けやすい児童の日々の六年間の日常生活の場である小学校の新しい運営地として、土壤汚染の実態調査の結果の如何に係わらず、除染処置等の実施の後の汚染状態の評価に係わらず、新校舎等新施設の建築様式の如何に係わらず、すでに不適切であると考えます。

5. 私達は、長崎市に、過去に水銀やヒ素による土壤汚染が継続的に進展したと考えざるを得ずまた過去に広範囲に土壤汚染が発生した可能性がある旧長崎市立佐古小学校地での長崎市立仁田佐古小学校の運営に関わる、2017年(平成29年)2月長崎市議会への長崎市立仁田佐古小学校建設関係予算案の提出や旧長崎市立佐古小学校の施設の解体工事や旧長崎市立佐古小学校の外周道路の拡幅建設や長崎市立仁田佐古小学校新校舎等新施設設計等一切の計画の実行について、速やかに撤回または停止し、解体中の施設の崩壊等に対する当面の安全処置を実施し、且つ、解体の現場等において廃材の集積等の遺跡の損壊に繋がる状態を解消する為、速やかに廃材を撤去する等の遺跡保存への処置を実施することを求めます。

6. 私達は、長崎市に長崎市立仁田佐古小学校の運営予定地を旧長崎市立仁田小学校地に、現行計画を変更して、定めることを求めます。

7. 私達は、長崎市に、記Ⅱの汚染土壤の原状回復を目指した措置の速やかな実施を求めます。

8. 私達は、長崎市に、記Ⅱの汚染土壤の原状回復を目指した措置について、養生所/(長崎)医学校の遺跡の保存上、当該遺構の損壊のない技術の採用による原状回復計画の立案を求めます。

9. 私達は、記Ⅰ及び記Ⅲ-1、2より、土壤汚染の実態調査について、文献調査、発掘調査、土壤汚染分析調査等の諸手法の同時併用により、精度のある調査結果が得られると考えます。

諸手法を連携した的確で効率的で迅速な運用には、諸手法の運用を有効に統括する仕組みが必要です。

2017年(平成29年)2月3日九州考古学会より『長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望書』が長崎県知事 中村法道様、長崎県教育委員会 教育長 池松誠二様、長崎市長 田上富久様、長崎市教育委員会 教育長 馬場豊子様 に提出され、2017年2月6日九州考古学会が同件を発表しました通り、九州考古学会は当該要望書にて、養生所/(長崎)医学校の遺跡について「遺構全体を医学史上の重要史跡」と捉え「小島養生所跡・医学校跡の建物の全容を把握するに足る調査とこれを踏まえた検討が不可欠である」との認識を示し、「上位機関または文化庁による正式な指導・助言のもとでの調査と保存計画の推進の実現、並びに、市の文化財審議委員会、考古学や建築学、近代医学史などこの分野の複数の専門家を招いて組織する調査指導委員会の設置の実現、組織された調査指導委員会のもとでの調査と保存計画の推進の実現」を要望しました。

私達は、九州考古学会によって提案された調査指導委員会に土壤分析調査と汚染土壤の原状回復の専門家を加えた総合的な調査指導体制のもとに各種調査を統括することにより、土壤汚染に対する調査と対策、及び、文化財の調査の双方に、より、迅速で、効果的かつ効率的で有効な実績を導くことができ、同時に、日本の近世から近代にかけ

ての当該遺跡について、日本の近世から近代における近代西洋医学の導入と成長、そして現代医学への過程に一貫して関わる、日本で唯一のまた衛生思想の発祥である医学校及び病院における、本紙の主題である土壌汚染や排水システムの実態の解明と遺跡における土壌汚染の実態把握と汚染土壌の改善等の解明把握した多角的実態と活動実績の報告を含め、当該医学校と病院の運営の実態にせまる学術的成果をもって、速やかに市民や広く世界の人々に開示することに意義を認め、即ちもって将来の人類の文化・社会の向上に貢献することができるものと考えます。

私達は、長崎市に、九州考古学会によって提案された調査指導委員会を設置することを求め、かつ、当該委員会が養生所/(長崎)医学校の遺跡の土壌汚染に対する調査と対策、及び、文化財の調査、そして、保存と活用の全ての過程を統括するよう求めます。

以上

連絡先

養生所を考える会 代表 池知和恭

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

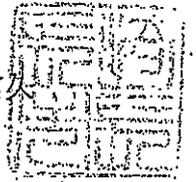
携帯電話

(電話)

長文財第2.10号
平成29年3月8日

養生所を考える会 代表 池知 和恭 様

長崎市長 田上 富久



長崎市小島の養生所/（長崎）医学校の遺跡の調査と保存と活用に関する
要望書及び、長崎市小島の養生所/（長崎）医学校の遺跡の土壤汚染に関わる
見解と要望について（回答）

2017年2月14日及び2017年2月20日付でご提出いただきました標記要望につきまして、次のとおり回答いたします。

小島養生所は、我が国の西洋医学発祥の地であり、歴史的な意義が大きく、市の貴重な財産として慎重に調査研究を行い、その成果を市民をはじめ多くの方々へわかりやすくお伝えしたいと考えております。

小島養生所跡については、周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法に基づき、平成27年度、28年度に発掘調査を実施し、小島養生所のものと思われる石垣、建物基礎、瓦敷、遺物等を発見しており、これらの遺構に影響がない形で適切な保存を行う考えです。また、医学所、分析究理所等跡地については、既存校舎部分にあたっており、平成27年8月及び平成28年10月に敷地内の試掘調査を行いました。既存の校舎建設時において土地削平がなされており、遺跡は残存していない可能性が高いと判断しております。ただし、既存校舎解体時および新校舎建設時の工事施工部分については、学芸員の立会いのもと、慎重な掘削を行う予定です。また、工事の影響が及ぶ敷地周囲の石垣についても、調査を行う考えです。

小島養生所跡関連遺構の価値については、文化庁、県学芸文化課と市指定文化財もしくは国の登録文化財の可能性を協議し、保護措置として、より規制が厳しい市指定文化財を目指すこととしております。

保存については、体育館建設地において「養生所遺構」の一部について露出展示を行い、その他の遺構は、埋戻し保存を行ったうえで、遺構に影響がない形で学校建設を進めます。活用については、遺構と学校との併存を図る中で、学校教育や市民の学びの場、観光客の観覧に供することができる展示を検討してまいります。

土壤汚染の調査につきましては、土壤汚染対策法の第4条の規定に基づき、「3,000㎡以上の土地の形質の変更」に伴う届出を行う必要がありますが、佐古小学校が明治39年に現在の地に開校し、すでに110年以上を経過し、開校以前の土地の歴史である地歴調査をするに必要な資料等の確認が極めて困難な状況でござ

いますので、土壌汚染の調査命令が出される可能性は、基本的にはないとの見解が環境部よりあっております。

したがって、法的な調査義務はないものと考えております。

しかしながら、地元住民との協議会において、土壌汚染を危惧するご意見をいただいたので、どのような調査ができるのか、専門家の意見をお聞きし、検討してまいりたいと考えております。

2017年7月12日

長崎市長 田上富久 様

長崎の自然と文化を守る会 
会長 鮫島和夫

連絡先:長崎市大浦町9-31 瑠璃庵ビル 3F

たんぼぼ薬局(前川晃彦)

電話 / 

養生所・長崎医学校等遺跡の保全に関する公開質問

長崎の自然と文化を守る会は、去る6月24日に総会を開催し、養生所・長崎医学校等遺跡(養生所等遺跡)についての講演会を開催しました。相川忠臣長崎大学名誉教授の講演を聴いた会員は、養生所・長崎医学校の歴史的意義について認識をあらたにしました。総会で出された意見・疑問を、世話人会で整理・確認し、養生所・長崎医学校等遺跡に関する長崎市の文化財行政、学校建設、観光行政について公開質問状を提出することとなりました。

以下の3点項目について市長の回答をいただきたく質問状を提出します。

1. 養生所・長崎医学校等遺跡の歴史的価値の認識について

市長が、養生所・長崎医学校等遺跡の歴史的価値をどのようなものとして考えておられるのかについて説明をお願いします。長崎大学、長崎県医師会、長崎市医師会、九州考古学会、日本医史学会と洋学史学会等が長崎市や長崎県に提出している保全の要望からも養生所等遺跡の重要性が推測されます。遺跡の全体についての調査を行なう前に、また文化財の保護についての十分な審議を行なう前に、遺跡等を破壊し、拙速に小学校の建設を急ぐことは、養生所・長崎医学校の歴史的価値の軽視があるのではないかと疑問が拭えません。

2. 統合した小学校を養生所・長崎医学校等遺跡のある旧佐古小学校に建設することの合理性について

養生所等遺跡が確認されている旧佐古小学校跡地に、統合した小学校を建設することとした根拠について説明をお願いします。当会の会員の多くは、遺跡等が存在しないこと、また道路等のアクセスが容易なこと等から判断して、旧仁田小学校に、統合した小学校を建設することが合理的な判断であると考えます。旧佐古小学校案の決定に至った手続・経過についてもおたずねします。

3. 養生所・長崎医学校等遺跡の全面保存と復元などの利用可能性について

養生所等遺跡は、その歴史的重要性から判断して、復元に値する遺跡であると考えられます。遺跡等の全面保存と遺跡を損なわない形での養生所や分析窮理所等の建物の復元についての考え方をお聞かせ願います。

現在表明されている養生所等遺跡の部分的な保存の失敗の例は、評判の悪いサント・ドミンゴ教会方式(地下方式)です。見学者は、この方式では、遺跡の一部しか見ることができません。そこから遺跡の全体を想像することができないことが不人気の原因です。日本で最初の近代医学校を復元することは出島、居留地と並ぶ長崎の観光資源となると考えます。また市民の理解と賛同も得られるのではないのでしょうか。

なお、旧仁田小学校を使いながらの建替えも、運動場を暫定的に旧佐古小跡地に確保することで可能ではないかと考えられます。

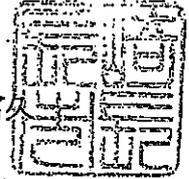
遺跡の破壊を伴う工事が進行中であることから、7月20日までに回答をお願いします。

平成29年7月28日

長崎の自然と文化を守る会

会長 鮫島 和夫 様

長崎市長 田上 富久



養生所・長崎医学校等遺跡の保全に関する公開質問について (回答)

2017年7月12日付でご提出いただきました標記公開質問につきまして、次のとおり回答いたします。

1. 養生所・長崎医学校等遺跡の歴史的価値の認識について

長崎(小島)養生所跡は、幕末における近代化の先進地として重要な役割を果たした歴史的資産の一つであり、「長崎市歴史文化基本構想」においても、「近代化の黎明」に関する主要な歴史文化遺産として位置付けています。

我が国における近代西洋医学発祥の地として、その歴史的意義は大きいものと認識しており、今後も市民をはじめ多くの方々にお伝えしていきたいと考えています。

文化財保護上の取組みとして、平成27年度に実施した試掘調査では、旧体育館敷地内に遺構が保存されていることを確認し、その範囲を「小島養生所跡」の名称で、既に文化財保護法第93条の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地としており、また、新校舎建設に先立ち、平成27年度及び28年度にそれぞれ発掘調査を実施して、遺構等の保存状態を確認しています。

小島養生所に関する遺構の価値については、これまで文化庁及び県の学芸文化課と、市の文化財もしくは国の登録文化財とする可能性を協議し、長崎市としては、保護措置においてより規制が厳しい市の文化財指定を目指すこととしました。

その後、古写真や絵図等の資料を分析するなど、さらに調査を進め、旧体育館敷地については、長崎市文化財審議会及び長崎市教育委員会における審議を経て、平成29年6月5日付で、「長崎（小島）養生所跡」として長崎市の史跡に指定しています。

一方、医学所や分析窮理所があったと推定される旧校舎部分については、平成27年度に4か所、28年度に1か所の試掘調査を行った結果、遺構等は確認されず、地山が検出され、後世に削平されたと考えられたため、発掘調査は行わないこととしながらも、旧校舎の解体または新校舎建設に伴う工事施行部分において掘削等を行う場合は、学芸員立ち合いのもと慎重に対応することとしてきました。

そのような中、旧校舎の解体に伴う掘削時に学芸員による立ち合いを行ったところ、建物等の遺構ではありませんが、過去の土地掘削により大半が破壊されたとみられる周囲の石垣の基礎部分が一部発見されたため、その範囲も市の史跡に加え、指定範囲を拡大するなど、長崎市文化財審議会のご意見も踏まえて対応することとしています。

2. 統合した小学校を養生所・長崎医学校等遺跡のある佐古小学校に建設することの合理性について

佐古小学校及び仁田小学校の統廃合につきましては、平成22年から地元住民の皆様と協議を重ね、両校を廃止し、平成28年4月に新設統合することを決定いたしました。

また、新校舎の位置につきましては、地元協議の中で、「旧佐古小学校の跡地は、医療活動の前身の活動を行ってきた場所でもあり、そこに学校を建てることで、子どもたちの向学意欲を高めることができる」とのご意見をいただくとともに、子どもたちの教育環境を考慮し、3つの敷地に分割されている旧仁田小学校よりも敷地がまとまっている旧佐古小学校跡地が円滑な学校運営ができるとして、適地は旧佐古小跡地と決定しました。

このような結論に至るまでには、地元の皆様方と6年間にも及ぶ長い時間をかけて協議を重ねてきたものであり、地域や保護者の皆様からは、校舎の老朽化が進んでいるため、一日も早い新校舎建設が求められております。

3. 養生所・長崎医学校等遺跡の全面保存と復元などの利用可能性について

学校建設にあたっては、体育館建設地において「養生所遺構」の一部を露出展示し、その他の遺構は埋め戻し保存を行うこととしており、遺構展示のあり方については長崎大学と十分協議を行い、学校教育や市民の学びの場、また、観光客の観覧に供する場として、遺構と学校が併存できるようにしたいと考えています。

この点に関しては、地域の懇話会においても、「遺構の価値があれば、学校建設と併設し、市民が見てわかるような展示の工夫をしてほしい」、「西洋医学発祥の地で学ぶという意義を子どもたちが理解できるように展示してほしい」など、遺構と展示の共存共栄を検討しつつ、学校建設を予定どおり進めてほしいとのご意見をいただいております。

長崎（小島）養生所の遺構については、過去の開発に伴い、多くが既に失われており、展示できるものも限られますが、残された絵図や写真等から全体をイメージすることは可能と考えますので、長崎大学と連携し、効果的な展示方法等について検討してまいります。

今後も、子どもたちが近代医学発祥の地で夢を持って学べるよう、校舎と小島養生所跡の遺構の併存について取り組んでまいります。

2017年8月16日

長崎市長 田上富久 様

長崎の自然と文化を守る会
会長 鮫島和夫



養生所・長崎医学校等遺跡の保全と活用に関する要請

I. 緊急の要請

1. 旧佐古小学校跡地の敷地全体の学術調査と適宜に市民へ公開すること

当会は、幕末から明治にわたる「養生所・長崎医学校等遺跡」全体を文化財と捉え、その敷地全体の指定と保全・活用を図るべきだと考えています。そこで、遺構の全貌を明らかにする調査こそが優先されるべきだと思います。小学校の建設工事を優先し、その工程に縛られながら添え物のような遺構調査という選択はありえないと考えます。

また、発掘調査の途中でも、その様子を市民に公開し、遺跡の重要性を喚起すべきです。調査報告書をまとめ、記録保存した等という言い訳は、医学発祥の地を標榜する長崎市としては、その見識のなさを全世界に示すこととなります。

2. 早急に地元説明会を開催し、史跡の重要性と小学校建設を仁田小跡地へ変更する合意を図ること

長崎市・教育委員会の当遺跡に対する認識と見識の欠如が招いたミスリードによって、地元民に迷惑をかけ、世界的遺産を破壊しようになっていることを率直に詫言、原点に戻って再議を提起する誠実な対応が緊急に必要です。

3. 佐古小跡地建設の前提条件とされる道路拡幅や外周道路建設作業を中止すること

佐古小跡地建設の前提条件とされる道路拡幅は困難です。前提条件なのに、完成目論みは小学校建設完成後という矛盾した事業遂行計画です。しかも、外周道路はこの引き込み道路が完成しなければ機能しないのに、先行して造成作業が行われています。既成事実化をもって、さまざまな重要な議論・判断を押さえ込もうという悪しき公共事業の見本と成り果てているといっても過言ではありません。

また、外周道路はそれに面する住民の要望とは齟齬を来しています。「便益」を受ける住民が少数に限られ、当該者らもクルマの双方向交通までは望んでいないとの声もあります。それにも関わらず行われる工事の強行は、史跡の敷地境界を示す重要な遺構を破壊し、遺跡の価値を削いでしまう危機にあります。直ちに、工事を中止されるよう要請します。

II. 活用方向の要請

養生所・長崎医学校等遺跡の敷地全体の文化財指定と保全、建物等を施設整備の時期に配慮しながら復元を図って下さい。

平成29年8月30日

長崎の自然と文化を守る会

会長 鮫島 和夫 様

長崎市長 田上 富久

養生所・長崎医学校等遺跡の保全と活用に関する要請について（回答）

2017年8月16日付でご提出いただきました標記要請につきまして、次のとおり回答いたします。

I. 緊急の要請

1. 旧佐古小学校跡地の敷地全体の学術調査と適宜に市民へ公開すること

旧佐古小学校跡地においては、新校舎の建設予定地として、埋蔵文化財の確認を要する範囲について、平成27年度以降、発掘調査を段階的に実施してきました。

平成27年4月に実施した旧体育館敷地における試掘調査では、養生所建物の存続期にあたる幕末から明治前期にかけての遺物包含層が良好な状態で残存することが判明したことから、本格調査を行い、その状況については、同年10月に、佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会による現地見学会を開催し、視察していただきました。

この旧体育館敷地の範囲については、日本最初の近代洋式病院及びその関連施設として、幕末に設置された長崎（小島）養生所、医学所及び分析究理所を含む精得館までの施設に対する評価から、長崎市の史跡に指定しているところです。

現地では、旧校舎周辺及び旧グラウンド敷地を含め、現在も工事の進捗に伴う立会いや発掘調査を実施していますが、それらの成果については、これまで同様、長崎市文化財審議会や長崎市議会、また、地域の皆様にも、機会を捉えてご報告したいと考えています。

2. 早急に地元説明会を開催し、史跡の重要性と小学校建設を仁田小跡地へ変更する合意を図ること

佐古小学校及び仁田小学校の統廃合につきましては、平成 22 年から地元住民の皆様と協議を重ね、両校を廃止し、平成 28 年 4 月に新設統合することを決定いたしました。

また、新校舎の位置につきましては、地元協議の中で、「旧佐古小学校の跡地は、医療活動の前身の活動を行ってきた場所でもあり、そこに学校を建てることで、子どもたちの向学意欲を高めることができる」とのご意見をいただくとともに、子どもたちの教育環境を考慮し、3つの敷地に分割されている旧仁田小学校よりも敷地がまとまっている旧佐古小学校跡地が円滑な学校運営ができるとして、適地は旧佐古小跡地と決定しました。

このような結論に至るまでには、地元の皆様方と6年間にも及ぶ長い時間をかけて協議を重ねてきたものであり、地域や保護者の皆様からは、校舎の老朽化が進んでいるため、一日も早い新校舎建設が求められております。

3. 佐古小跡地建設の前提条件とされる道路拡幅や外周道路建設作業を中止すること

仁田佐古小学校新校舎等建設予定地の旧佐古小学校の外周道路の整備につきましては、道路幅員が狭く、車両が進入できないことから、日常の買い物や通院、介護等においても不便をきたしているとともに、緊急時における救急搬送や消防活動等にも支障をきたしておりますので、学校の建て替えを契機に地域の防災性の向上や地域のまちづくりの観点から、学校用地を活用し、緊急車両等が通行できる周回道路を整備（概ね幅員4m）していきたいと考えています。

また、仁田佐古間の道路（市道稲田町6号線）につきましては、仁田中央公園側に拡幅し、幅員6.5mの道路を計画しております。

現在、関係地権者の意向確認を行っており、同意が得られ、用地買収が完了したところから順次道路拡幅を行い、工事車両等の通行に活用していきたいと考えています。

Ⅱ. 活用方向の要請

長崎市は、小島養生所跡の遺構が残る旧体育館敷地の範囲を市の史跡に指定する一方で、旧校舎や旧グラウンドを含む敷地全体について、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図に登載し、開発等に際して発掘調査を行うなど、その保護に努めています。

現状から、建物等を当時のように復元することは困難ですが、学校建設にあたっては、体育館建設地において遺構の一部を露出展示することとしており、展示のあり方については長崎大学と十分協議し、学校教育や市民の学びの場、また、観光客の観覧に供する場として、遺構と学校が併存できるようにしたいと考えています。

長崎（小島）養生所の遺構については、過去の開発に伴い、多くが既に失われており、展示できるものも限られますが、長崎大学との連携のもと、残された絵図や写真等も活用しながら、当時の状況をイメージできる効果的な展示を目指します。

今後も、子どもたちが近代医学発祥の地で夢を持って学べるよう努力してまいります。

2017年9月15日

長崎市長田上富久様

長崎の自然と文化を守る会(会長 鮫島和夫)

養生所・医学所・分析窮理所遺跡の保存を求める

佐古・仁田地区有志の会(代表 高橋正行)

養生所を考える会(代表 池知和恭)

養生所・長崎医学校等遺跡の保全と

旧佐古小学校跡地への学校建設の中止を求める

緊急要請

私たち三団体は、養生所・医学所・分析窮理所等の遺跡を、幕末から明治にかけて近代西洋医学教育がアジアで初めて導入された世界的な歴史遺産ととらえています。このような立場から、9月13日に開催された長崎市議会教育厚生委員会の審査に参考人として出席し、養生所等の遺構を破壊する旧佐古小学校跡地への小学校建設工事中止、遺構の学術調査の実施、旧仁田小学校跡地での小学校建設等を陳情しました。その後の委員会の審議を傍聴しました。その中で、遺構をめぐる新しい情勢(新遺構の発見、長崎大学による工事中止の要望の提出等)にも関わらず、担当部署では、従来の姿勢を変えず、「遺跡保存と学校建設は両立する」とか「今月中に調査を終え学校建設を予定どおりすすめる」と答弁していたことは残念でした。教育厚生委員会は、9月中に完了予定の調査継続中を理由に、9月14日の午前の審査においてくい打ち工事契約議案を全員一致で継続審議にしました。

このままでは、長崎市が「近代化の黎明」として「歴史文化基本構想」に位置づけている貴重な遺跡が破壊され永久に消滅することになります。そのような事態を避けるため、私たち三団体は、共同して市長に下記のことを緊急に要請します。

記

1. 遺跡を全面的に破壊する旧佐古小学校跡地への仁田佐古小学校建設工事および外周道路拡幅工事を中止してください。

・同じ敷地での「史跡保存と学校建設の両立」は不可能です。学校建設の用地は、現在の仁田佐古小学校の建て替えで対応してください。

2. 養生所・医学所・分析窮理所等の遺跡全体の学術調査を実施し、市民に遺跡の全貌を明らかにしてください。

・文化財保全よりも小学校の建設を優先するという姿勢を改めてください。基本構想の方針に従い、1933年旧法による申請時の「西洋医学発祥地遺跡」、幕末から明治にかけての遺跡の全体を一体的に調査し保存してください。

3. 住民との協議をやり直してください。

・小学校建設の遅延の原因は、教育委員会が遺跡の歴史的文化的価値を低くみて、住民に対する情報提供を十分に行なわなかったことにあります。原点にもどって住民との協議をやり直してください。

4. 教育環境の早期整備という住民の要求には、旧仁田小学校跡地等への校舎建設で応えてください。

・遺跡の破壊がなく、住民の要望に早期に対応できます。

市長におかれましては、立ち止まる勇気を持ち、市民の要求に応える英断をされることを期待します。

2017年9月27日

長崎市長 田上富久 様

くらしと地域を考える長崎市民の会
代表委員 吉田省三
<連絡先：長崎自治労連／電話 [REDACTED]>

市政に関する緊急申入れ

貴職が住みよい長崎市をつくるためご尽力されていることに敬意を表します。

さて、くらしと地域を考える長崎市民の会（市民の会）は、毎年、憲法を活かした長崎市政を願って、政策要求を提出し、貴職から文書による回答をいただけてきました。来年度に向けて提出の準備を行っているところです。

政策要求のうち早急な対処が必要な 1. 市民サービスの維持・向上、2. 市民が安心して住み続けられるまちづくり、3. 長崎の歴史と文化を大切にしたい世界に誇れるまちづくりに関する下記の事項について、緊急に申入れいたします。

貴職におかれましては、申入れの趣旨をご理解いただき、10月27日までにご回答ください。

1. 市民課窓口業務の民間委託を中止すること

長崎市の多くの窓口業務が、非正規職員の配置や民間委託で行われています。しかし、地方自治体の窓口業務は、①住民生活の重要な場面において憲法と関係法令に基づいて住民の基本的な人権を保障する、②住民が自治体行政と直接に接する場であり、住民に必要な行政サービスを提供するための総合窓口となる、③住民の個人情報などを適正に管理し、犯罪や本人へのなりすまし等不正利用を防止するなどの地方自治体の根幹に関わる業務を担っていることから、地方自治体が自ら主体となり正規の自治体職員が直接行うことが原則です。

今回、戸籍事務の3年間の民間委託契約が、今年12月末日で終了し、次期業者選定のための入札の結果、委託業者が変更になると聞き及んでいます。このことが事実とするなら、市民にとって極めて重要な戸籍事務の継続性や住民の個人情報の管理、及び現に働いている労働者の雇用に懸念を抱かざるを得ません。そこで次のことを申し入れます。

- ① 個人情報の管理に関わる事務を民間事業者に行わせることに情報管理の面から問題がありますし、委託契約は契約期間が定められているため委託業者の変更はあり得ることです。そのため、このような事態を招かないよう、戸籍事務について直営に戻し、正規職員で対応するよう検討すること。

- ② 直営の原則にもどらず、今後も民間委託を継続するのであれば、最低限本項目以下の諸条件が満たされることが必要です。競争入札の方法(総合評価の有無)、基準等(総合評価であればその基準)についての透明性の確保。今回の入札にあたって、現契約業者の3年に及ぶ業務実績についてどのように評価されたのか伺いたい。
- ③ 委託業者変更に伴う事務の引継ぎに関して、市民にサービスの低下を来すことなく確実に行われるよう市が責任を持つこと。
- ④ 現在働いている労働者について、事務の継続性から3年間の経験は貴重であり、希望者については新たな業者に継続雇用されるよう市が責任を持って対応すること。公務遂行に相応しい労働者を確保するためには労働条件は重要な要素です。現在の賃金労働条件を維持し改善するよう働きかけること。

2. BSL4 施設の建設の中止を長崎大学に要請すること

長崎大学は9月6日、「長崎大学の感染症研究拠点の中核となる高度安全実験(BSL-4)施設の基本構想」(基本構想)を発表しました。これと平行して文部科学省は2018年度予算概算要求に建設へ向けた予算を盛り込んだと言われています。2012年に医学部キャンパスに建設する計画を長崎大学が表明して以来、この施設が安全とは言い切れないために、住宅密集地に危険な施設を作るなどという住民・市民の意思が表明され続けてきました。計画反対の声は、ますます大きくなっています。

2016年11月に、長崎市は「建設の意義が大きい」との立場で、長崎大学の計画を容認し、推進の立場に立ちました。「住民の安全確保より、研究者の利便性を優先している」「自治体としての中立性を失っている」と言わなければなりません。

この問題で「地域連絡協議会」が設置され、周辺住民からウイルス漏出の危険について、フィルター等の限界性、自然災害でのウイルス漏出、ヒューマンエラー、テロなどの事件による危険が指摘されてきましたが、大学側は検討状況の報告を繰り返し、実質的な討議は保障されていません。長崎大学は「世界最高水準の安全性を確保する」と言いますが、多くのリスク対策は「これから検討」としていることが『BSL4基本構想』の特徴です。一例をあげると地震時のひび割れについては「ひび割れ幅を少なくする」としているに過ぎません。「そんなに危ないものではない」という、甘い認識を基礎に、安全神話を振りまいているのが現状です。

「地域連絡協議会」の成果は、住民側の情報公開のとりくみを機に、既設のBSL3の極めてずさんな管理の一端が明らかにされたことです。ウイルス研究での深刻な危機管理の欠如が示されました。「学内外の有識者でつくる委員会を新設し、作業員や実験計画を事前に審査」と報道されています。しかし、現在のウイルス研究では、絶滅したスペイン風邪を人工的に再生させたり、遺伝子組み換えで人工的なウイルスをつくるなどが行われていますので、長崎大学が計画しているBSL4での研究が、新興感染症対策に限定されていないことに、大きな不安があります。

そこで次のことを申し入れます。

- ① 建設の前提である「住民の合意」ができていないことを、長崎市として認めること。
- ② 『BSL4 基本構想』は、危険性を最小限にしたいと宣言しただけのもので、市民の不安に答えていません。長崎市は 2018 年度着工について認めがたいと長崎大学に伝えること。
- ③ 文教予算が削減され研究費を防衛予算に頼る動きが強まっています。ところが『BSL4 基本構想』では、この施設が軍事研究に利用されないための歯止めが明確ではありません。この点からも、長崎市は 2018 年度着工について認めがたいと長崎大学に伝えること。
- ④ 長崎市は、国や長崎大学の説明を鵜呑みにせず、地方自治体として市民の安全確保の立場から、中立的・科学的に、独自にこの計画を検証すること。

3. 小島養生所等遺跡の全面調査と保全に転換すること

市民の会は、養生所・医学所・分析窮理所等の遺跡を、幕末から明治にかけて近代西洋医学がアジアで初めて、きわめて体系的に、導入された世界的な歴史遺産ととらえています。導入されたのは治療と医学教育にとどまりません。医科学・公衆衛生・薬学を中心に、自然科学はもとより文化の進展に寄与したという意味で、日本の文化史上かけがえのないもので、世界史的にも重要です。

9月市議会では、3団体からの養生所等遺跡の全面調査と保全を求める陳情が教育厚生委員会で審査され、新遺構の発見や長崎大学による工事中止の要望の提出等もあり、9月中に完了予定の調査継続中を理由に、くい打ち工事契約議案を全員一致で継続審議とし、本会議でも可決されました。この判断を、私たちは歓迎します。

しかし、教育委員会は旧佐古小学校跡への新校舎建設の姿勢を変えていません。「新校舎建設ありき」のままでは、長崎市が「近代化の黎明」として「長崎市歴史文化基本構想」に位置づけている貴重な遺跡が破壊され永久に消滅することになります。そのような事態を避けるため、次のとおり緊急に要請します。

- ① 新たな遺構は、長崎市が「過去の土地掘削により大半が破壊された」と考えていた部分から発見されています。校舎建設のための調査ではなく、学術研究のための調査を行なうこと。遺跡調査は継続中だが、養生所・医学所・分析窮理所等の遺跡全体の学術調査を実施すること。市民に遺跡の、全貌を明らかにし公開すること。
- ② 旧佐古小学校跡地への仁田佐古小学校建設工事および外周道路拡幅工事を直ちに中止し、これ以上の遺跡の破壊をやめること。
- ③ 長崎市歴史文化基本構想は、関連する複数の文化財を、一体的に保存・活用するという考え方を示しています。この方針に従い、1933年旧法

による申請時の「西洋医学発祥地遺跡」、幕末から明治にかけての遺跡の全体を一体的に調査し保存すること。

- ④ 小学校建設の遅延の原因は、教育委員会が遺跡の歴史的文化的価値を低くみて、住民に対して貴重な遺跡に関する情報提供を、移転先決定後に行ったという重大な過ちに起因するため、原点にもどって住民との協議をやり直すこと。
- ⑤ 教育環境の早期整備という住民の要求には、旧仁田小学校跡地等への校舎建設で応えること。
- ⑥ すでに表明されている長崎市の史跡指定の範囲を旧体育館敷地から、旧校舎部分を含む旧佐古小学校跡地全体に拡大すること(「長崎の自然と文化を守る会」公開質問に対する長崎市回答 8月28日付)に加え、文化財保護法第93条の規定にもとづく「周知の埋蔵文化財包蔵地」の指定の範囲を旧体育館敷地から、分析窮理所等の遺構が発見された旧佐古小学校跡地全体に拡大すること。
- ⑦ 埋蔵文化財の保護が十分でなく、国の歴史を考える上で重要な遺跡が破壊の危機に直面していることは、長崎市の埋蔵文化財行政能力では、史跡指定等に関し、適切な判断や措置が行なえなかったことにあります。中長期的には、人材育成、採用により埋蔵文化財専門職員を増やすなどにより長崎市の埋蔵文化財保護行政の水準を引き上げること。当面、県および国と協力し、埋蔵文化財保護の権限を適切に行使しうる体制をつくることを求めます。埋蔵文化財保護は、地域の包括的な文化財保護にもつながるものです。
- ⑧ 9月市議会でオランダ・ライデン市と姉妹都市提携が決まりましたが、小島養生所等遺跡の完全保存は日蘭友好のためにも重要と考えますが市長の見解を伺いたい。

<p>事 項 3</p>	<p>小島養生所等遺跡の全面調査と保全に転換すること</p> <p>①新たな遺構は、長崎市が「過去の土地掘削により大半が破壊された」と考えていた部分から発見されています。校舎建設のための調査ではなく、学術研究のための調査を行なうこと。遺跡調査は継続中だが、養生所・医学所・分析窮理所等の遺跡全体の学術調査を実施すること。市民に遺跡の、全貌を明らかにし公開すること。</p> <p><所管> 文化観光部 文化財課</p>
<p>回 答</p>	<p>追加調査として、養生所をはじめ分析究理所敷地のライン及び分析究理所や解剖室、医学所に関し、遺構が残る可能性がある場所について、全面的な発掘調査を行い、併せて、これまでの試掘調査により、遺構が残る可能性が無いと思われる場所についても、さらに広く掘削し、掘削の結果、地山が検出されるなど、その確証が得られるまで調査しております。</p> <p>こうした調査の結果につきましては、今後、機会を捉えて公開したいと考えています。</p>

<p>事 項 3</p>	<p>小島養生所等遺跡の全面調査と保全に転換すること</p> <p>③長崎市歴史文化基本構想は、関連する複数の文化財を、一体的に保存・活用するという考え方を示しています。この方針に従い、1933年旧法による申請時の「西洋医学発祥地遺跡」、幕末から明治にかけての遺跡の全体を一体的に調査し保存すること。</p> <p><所管> 文化観光部 文化財課</p>
<p>回 答</p>	<p>平成 29 年 9 月末までに、西洋医学発祥地遺跡である小島養生所跡をはじめ、幕末から明治にかけての遺跡全体を一体的に調査したところであり、保存の方法については現在検討中です。</p>

<p>事 項 3</p>	<p>小島養生所等遺跡の全面調査と保全に転換すること</p> <p>⑥すでに表明されている長崎市の史跡指定の範囲を旧体育館敷地から、旧校舎部分を含む旧佐古小学校跡地全体に拡大すること(「長崎の自然と文化を守る会」公開質問に対する長崎市回答 8月28日付)に加え、文化財保護法第93条の規定にもとづく「周知の埋蔵文化財包蔵地」の指定の範囲を旧体育館敷地から、分析窮理所等の遺構が発見された旧佐古小学校跡地全体に拡大すること。</p> <p><所管> 文化観光部 文化財課</p>
<p>回 答</p>	<p>長崎市の史跡指定の範囲拡大については、長崎市文化財審議会の意見を踏まえ、今後、遺構と文献資料によって検討することとしています。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲については、すでに平成29年7月に旧佐古小学校跡地全体に拡大しております。</p>

<p>事 項 3</p>	<p>小島養生所等遺跡の全面調査と保全に転換すること</p> <p>⑦埋蔵文化財の保護が十分でなく、国の歴史を考える上で重要な遺跡が破壊の危機に直面していることは、長崎市の埋蔵文化財行政能力では、史跡指定等に関し、適切な判断や措置が行なえなかったことにあります。中長期的には、人材育成、採用により埋蔵文化財専門職員を増やすなどにより長崎市の埋蔵文化財保護行政の水準を引き上げること。当面、県および国と協力し、埋蔵文化財保護の権限を適切に行使しうる体制をつくることを求めます。埋蔵文化財保護は、地域の包括的な文化財保護にもつながるものです。</p> <p><所管> 文化観光部 文化財課</p>
<p>回 答</p>	<p>長崎市においては、現在、文化財課に所属する4名の学芸員(係長1名を含む)が埋蔵文化財発掘調査等の業務に携わっており、今後も人材育成や採用などの対応を適時・適切に行い、必要な体制を確保することで、埋蔵文化財の適切な保護を図ってまいります。</p>

<p>事 項 3</p>	<p>小島養生所等遺跡の全面調査と保全に転換すること</p> <p>②旧佐古小学校跡地への仁田佐古小学校建設工事および外周道路拡幅工事を直ちに中止し、これ以上の遺跡の破壊をやめること。</p> <p>④小学校建設の遅延の原因は、教育委員会が遺跡の歴史的文化的価値を低くみて、住民に対して貴重な遺跡に関する情報提供を、移転先決定後に行ったという重大な過ちに起因するため、原点にもどって住民との協議をやり直すこと。</p> <p>⑤教育環境の早期整備という住民の要求には、旧仁田小学校跡地等への校舎建設で応えること。</p> <p><所管> 教育委員会 教育総務部 施設課</p>
<p>回 答</p>	<p>小島養生所は、我が国における西洋医学発祥の地であることから、長崎市にとっても貴重な財産であり、市民の皆様にはわかりやすくお伝えする必要があると考えております。</p> <p>佐古小学校及び仁田小学校の統廃合につきましては、平成 22 年から地元住民の皆様と協議を重ね、両校を廃止し、平成 28 年 4 月に新設統合いたしました。</p> <p>また、新校舎の位置につきましては、旧佐古小学校の校歌に「医学部ありし ゆかりの地」とうたわれていること、地元協議の中で、「旧佐古小学校の跡地は、医療活動の前身の活動を行ってきた場所でもあり、そこに学校を建てることで、子どもたちの向学意欲を高めることができる」とのご意見をいただくとともに、子どもたちの教育環境を考慮し、3つの敷地に分割されている旧仁田小学校よりも敷地がまとまっている旧佐古小学校跡地が円滑な学校運営ができるとして、適地は旧佐古小跡地と決定しました。</p> <p>このような結論に至るまでには、地元の皆様方と6年間にも及ぶ長い時間をかけて協議を重ねてきたものであり、地域や保護者の皆様からは、校舎の老朽化が進んでおり、耐震化工事も施していないことから、子どもたちの安全安心な学校生活を送れるよう、一日も早い新校舎建設が求められております。</p> <p>また、地域の懇話会においては、「遺構の価値があれば、学校建</p>

設と併設し、市民が見てわかるような展示の工夫をしてほしい」、「西洋医学発祥の地で学ぶという意義を子どもたちが理解できるよう展示してほしい」などのご意見があり、遺構と展示との共存共栄を検討しつつ、学校建設を予定通り進めてほしいとのことでした。

さらに、平成 29 年 10 月 2 日付けで、同懇話会から学校の早期建設着工に関する要望書が長崎市長と長崎市議会議長へ提出されております。

新校舎等建設予定地の旧佐古小学校の外周道路の整備につきましては、道路幅員が狭く、車両が進入できないことから、日常の買い物や通院、介護等においても不便をきたしているとともに、緊急時における救急搬送や消防活動等にも支障をきたしておりますので、学校の建て替えを契機に地域の防災性の向上や地域のまちづくりの観点から、学校用地を活用し、緊急車両等が通行できる周回道路を整備していきたいと考えております。

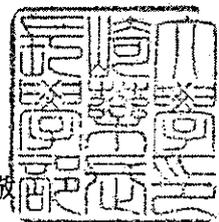
教育委員会としましては、文化財を保護することと、統廃合協議会を経て、子どもたちの教育環境を考慮した結果、適地である旧佐古小学校に決定して以来、これまで時間と経費を費やしてきた学校建設についても重要な責務であると考えております。文化財保護と学校建設を教育行政として両立させるためにも、出土した遺構は精一杯の保存に努めてまいりたいと考えております。

<p>事 項 3</p>	<p>小島養生所等遺跡の全面調査と保全に転換すること</p> <p>⑧9 月市議会でオランダ・ライデン市と姉妹都市提携が決まりましたが、小島養生所等遺跡の完全保存は日蘭友好のためにも重要と考えますが市長の見解を伺いたい。</p> <p><所管> 文化観光部 国際課</p>
<p>回 答</p>	<p>小島養生所等遺跡の保全に対する長崎市の考えは先にお示ししたとおりであり、ライデン市との交流につきましては、以下のとおり取り組んでおります。</p> <p>長崎市とライデン市は、シーボルトとの歴史的なつながりを背景として、長崎大学とライデン大学の学術交流協定や留学生の相互派遣などの市民間交流が行われていたことから、平成 25 年 2 月に市民友好都市提携を行っています。</p> <p>今日においても、ライデン市のライデン国立民俗学博物館をはじめとするシーボルト関連の施設には、日本から持ち帰った収集物が数多く保管、展示されており、多くの人たちが見学に訪れています。</p> <p>また、ライデン市との交流は、出島復元整備事業に際し、関連資料の学術調査の受け入れや助言など、行政間における数々の協力・交流のみならず、大学間の相互派遣・交流、長崎日蘭協会とライデン蘭日協会の友好協定が予定されるなど大きな広がりを見せており、今後も継続的な交流が期待できます。</p> <p>一方、ポンペをはじめとする長崎とオランダの縁を結んでくれた多くの先人達の果たしてきた功績については、そのいずれも重要なものであると十分認識しています。</p> <p>今回の姉妹都市提携を機に、多くの皆様が紡いできたライデン市との友好及び交流関係を一層深めることに努めるとともに、日蘭両国の親善に貢献していきたいと考えています。</p>

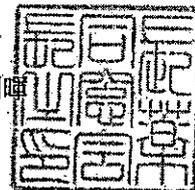
平成 29 年 10 月 25 日

長崎市長
田上 富久殿

長崎大学
薬学部長 黒田直敬



長崎大学
薬学部同窓会長 山中国暉



分析窮理所遺構の調査、保存、活用についての要望書

このたび小島養生所跡地の発掘調査において「分析窮理所」が発見されたことを受け、分析窮理所遺構保存に関する要望書を提出させていただきたく存じます。

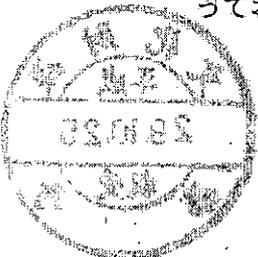
長崎は古くから海外に開かれた地であり、日本の近代薬学の歴史も長崎出島を通じたオランダとの交流から始まりました。長崎大学薬学部の前身は、1890年（明治23年）に創立された第五高等中学校医学部薬学科であり、その長い歴史の中において、これまで2008年（平成20年）にノーベル化学賞を受賞されました下村 脩博士を筆頭に多くの優秀な人材を輩出してきました。一方で、1865年（慶応元年）に設置され日本の自然科学・薬学の源流であり、理化学の教育や実験を行っていた分析窮理所が長崎大学薬学部の起源の1つであるという意見もあります。分析窮理所の調査が進み、我が国の自然科学・薬学の原点が長崎大学薬学部であることが証明されれば、長崎大学薬学部の歴史的な評価が高まります。またそのことは、長崎市内や全国から自然科学・薬学を志す優秀な学生が長崎大学薬学部に集まることに繋がり、地域医療貢献や科学技術による地域産業活性化を通じて、長崎市の発展にも貢献していくことも期待されます。また、長崎大学薬学部の教職員や学部学生・大学院生ならびに開学以来8,000名を数える長薬同窓生の励みにもなると考えられます。そうした際に、分析窮理所遺構の現地における見える形での保存、全面的な調査が必要不可欠です。

分析窮理所で教師を務めたハラタマ、ゲールツは、我が国の近代科学・薬学の発展において極めて重要な役割を果たしました。まず、オランダ陸軍軍医であったボードウィンのもと1865年（慶応元年）養生所は精得館と改称し、10月に物理・化学などの基礎科学教育機関である分析窮理所が設置されました。1866年（慶応2年）5月、オランダ人ハラタマが来日し、分析窮理所の教師として、化学・物理学・薬物学・鉱物学・植物学などの自然科学を講義し、また、実験を中心にした理化学を教授しました。この後、ハラタマは、18



69年(明治2年)5月に開校した大坂舎密局に招聘されました。大坂舎密局は第三高等学校となり、後の京都大学の源流となりました。ハラタマは日本近代化学の父とも称されています。1869年(明治2年)に薬学、理化学、植物学を専門とするオランダ人ゲールツが日本政府の招聘で来日し、分析窮理所で物理、化学、幾何学を教授しました。ゲールツは、1873年(明治6年)に長崎税関の委嘱により輸入キニーネの分析を行い、その鑑定報告に添えて粗悪な輸入薬品の取締りと薬品試験所の必要性を建議しました。長崎医学校で校長を務めたことのある長興専齋衛生局長はこの進言をとりあげ、薬品検査機関として司薬場が設置されました。1875年(明治8年)、長興専齋は、日本薬局方の必要性から、京都司薬場監督のゲールツに日本薬局方草案作成の内命を与え、局方制定のための準備を進め、草案をまとめていきました。1883年(明治16年)8月30日、薬局方の成立をみることなくこの草案作成中にゲールツは急性の病により横浜の地で40年の生涯を閉じました。日本薬局方草案作成事業は、長崎司薬場にも務めたことのあるオランダ人エイクマンが引き継ぎ、1886年(明治19年)6月25日、日本薬局方の初版が交付されました。これは、近代的な体裁を持つ局方としては東洋で初めて、世界では21番目にあたる国定局方でした。また、ゲールツは1877年(明治10年)から1879年(明治12年)にかけて日本全土でコレラが大流行した際、長興衛生局長を助け防疫対策を実行し、伝染病予防規則の制定を促すなど今日の衛生行政の基礎を確立しました。国立医薬品食品衛生研究所は、東京司薬場を源流とした日本国内で最も古い国立試験研究機関であり、所内にはゲールツの薬事行政、保健衛生の発展に対する功績をたたえ、顕彰碑が建てられています。このように、日本の近代教育、司薬場の建議と設置、日本薬局方の制定、衛生行政の確立には、分析窮理所やそこで教鞭をどうたオランダ人教師が大きな役割を果たしました。以上の理由において、我が国の近代の自然科学・薬学発展における分析窮理所の文化財としての価値は計り知れないものがあります。したがって、分析窮理所遺構の現地における見える形での保存・全面的な調査を強く要望致します。

長崎市は、江戸・明治時代を通じて、我が国における近代の自然科学・薬学の発展に重要な役割を果たした歴史的な価値を有している都市ですが、原爆投下による被害の影響もあるためか、残念ながら遺構と言えるものが少ないのが現状です。このような文化的価値が高い分析窮理所を保存し、医学所を含む小島養生所遺構と併せて、分析窮理所に関わったハラタマ、ゲールツ、医学所を含む小島養生所に関わったポンペ、ボードウィン、松本良順、長興専齋など日蘭の功績者に関する当時の写真や遺構の資料を展示する資料館を現地に建設するなど活用し、長崎が近代の自然科学・薬学や医学の発展に果たした役割やそれに対するオランダの貢献と感謝の意を国内外に発信して欲しいと願っています。それにより、オランダとの交流の絆や長崎市民の誇りが増えることに繋がるものと思います。とりわけ、長崎の将来を担う子供たちへの地元への愛着、自然科学・薬学や医学に対する想いに与える影響は大きいものと思われ、長崎から第2、第3の下村博士を誕生させる契機になって欲しいと願っております。以上、分析窮理所遺構の活用を強く要望致します。



埋文委 第3号
2017年12月1日

長崎県知事 中村法道 殿
長崎県教育長 池松誠二 殿
長崎市長 田上富久 殿
長崎市議会議員 野口達也 殿
長崎市教育長 馬場豊子 殿

九州考古学会会長 小池史哲

長崎市分析究理所の保存に関する要望について

標記の件について、別添書類の如く、当該遺跡は学術上きわめて重要な内容をもつものでありますので、貴殿において、適切な保存の対策が速やかに講じられることを要望いたします。

なお、当件の具体的な措置、対策については、2017年12月15日（金）までに、ご回答をくださるようお願いいたします。

記

一、別添書類

一通

以上

連絡先

〒819-0395 福岡市西区元岡 744
九州大学 大学院比較社会文化研究院
基層構造講座内 九州考古学会事務局

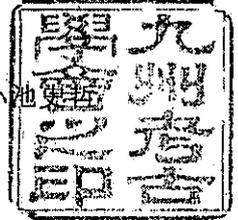


2017年12月1日

長崎県知事 中村法道 殿
長崎県教育長 池松誠二 殿
長崎市長 田上富久 殿
長崎市議会議員 野口達也 殿
長崎市教育長 馬場豊子 殿



九州考古学会会長 小池豊彦



長崎市分析究理所の保存に関する要望書

九州考古学会は、長崎市立仁田佐古小学校建て替え用地に所在する分析究理所跡の遺構の適切な保存を、改めて強く要望します。

本会はすでに表記に小島養生所等を加えた同様の主旨の要望書を本年2月3日に長崎県知事・同県教育長・長崎市長・同市教育長に提出しています。これに対して、3月8日に長崎市長から遺跡保存への理解と、未調査部分についての予知的判断(「遺構は残存していない可能性が高い」)を示す回答をいただきました。その後長崎市が長崎(小島)養生所を文化財に指定され、保存計画を示されたことに敬意を表すものです。その後未調査部分(養生所に隣接する医学所・分析究理所)の調査が進展し、3月8日の回答で示された予知的判断と異なる新たな結果(分析究理所の遺構が予想をこえてよく残存する)が明らかになりました。この結果をうけて審議された長崎市文化財審議会の結論は、「遺構が残る範囲を史跡に加え指定範囲を拡大する」というものでした。しかし現在、このことに対する長崎市の行政的対応がなされないまま、学校建設にかかわる最終判断が下される状況に及んでいます。本会はこのことに危機感を覚え、九州考古学会(2017年11月26日)での合意をふまえて再度要望書を提出するものです。

保存を要望する遺構は、分析究理所の以下の部分です。

- ① 西側石垣
- ② 建物礎石等
- ③ 石段および敷地の石垣(北側、南側、石段に連結する部分)

すでに史跡となった養生所に留まらず、一連の遺構が相互に関連してこれだけ残存している遺跡が高い学術価値をもつことは言を俟ちません。ことに③の石段とこれに続く石垣は、当時の医学生たちの生活の息吹をつたえる貴重な資料といえます。遺構は全体が現物で保存されてこそ歴史的意味があり、たとえ3次元計測などの精密計測データを残し、遺構を移築再建したとしても、一度解体された遺構は実物に代わるものではなく、遺跡の本質的価値は著しく損なわれます。長崎市におかれましては長崎市文化財審議会の判断を真摯に受け止め、遺構残存地区を追加指定して、遺跡全体の恒久的な保存を実現されますよう、本会は強く希望するものです。

九州考古学会は、分析究理所の遺構全体を医学・化学史ならびに教育史上の重要史跡と認識し、遺構の本質的価値を損ねることなく小島養生所と一体的に現地保存することを重ねて要望いたします。本遺跡群の保全が9月にオランダ・ライデン市との姉妹都市締結を果たされたばかりの長崎市の国際的な信用にも関わることを含め、一層慎重にご判断されますことを希望いたします。

2017年12月4日

長崎市旧佐古小学校地の養生所遺跡群の調査と保存に関する要望書

長崎市長
田上富久殿

日本薬史学会
会長 折原 裕

2016年12月17日開催の六史学会（医史、薬史、歯科医史、獣医史、看護歴史の5史学会と洋学史学会）の12月例会において日本医史学会代議員の相川忠臣先生の緊急発言により長崎市旧佐古小学校地の養生所遺跡群が破壊の危機に瀕していることを知るところとなりました。すでに日本医史学会と洋学史学会より要望書が提出されていることとしますので、重ねて詳細な要望を記すことは差し控えますが、日本薬史学会としても標題遺跡の歴史的重要性は論を待たないところであり、注目しているところです。

長崎市におかれましては標題遺跡の重要性を再認識いただき、養生所・医学所・分析研究所等遺跡の完全保存と小学校建設に際して旧佐古小学校跡地ではなく別の場所での建設をご検討いただくことを要望いたします。

以上



2017年12月吉日

長崎市長 田上富久殿

長崎市議会議長 野口達也殿

養生所等遺跡の完全保存についての要望書



(要望事項)

- 1) 近代西洋医学発祥の地である養生所・医学所・分析究理所・長崎医学校等遺跡（養生所等遺跡）の完全保存。
- 2) 現在施工されようとしている旧佐古小学校跡地における仁田佐古小学校建設並びに外周道路拡幅工事を中止し、長崎医学校時代の石垣の完全保存並びに解体された石垣の原状回復。
- 3) 養生所等遺跡の価値評価に適切な日本国内やオランダの各分野の専門家からなる調査委員会の指導による十分な調査。
- 4) 養生所等遺跡の調査終了後、医療関係者の意見も聴取し、同遺跡の保存と適切な活用。

長崎養生所はオランダ人医師ポンペによる医学伝習のために文久元年〔1861〕に設立され、ここで数多くの医師たちが西洋医学を学んだ、我が国における近代医学発祥の地であります。順天堂は現代に連なる日本最古の西洋医学塾であり、学祖・佐藤泰然の次男・松本良順はポンペのもとで医学所頭取を務め、第2代堂主・佐藤尚中もポンペのもとで学ぶなど、長崎養生所は順天堂にとっても所縁の深い場所であります。

旧佐古小学校跡地には、2015年以降の発掘で、小島養生所と医学所、およびその後身の分析究理所と長崎医学校の石垣などの遺構が発見され、さらに本年9月には分析究理所の遺構も発見されております。その一方で養生所等遺跡の上に小学校の新体育館施設が建設される計画が進んでいることも伺っております。しかしながら旧佐古小学校跡地に眠る養生所・医学所などの遺構は、我が国の医学・医療の歴史における最重要の遺産であり、これを学校施設建設によって破壊することなく完全に保存し、日本の医学・医療の歴史を伝承する施設・モニュメントとして公開し後世に残していくことは、現代の医学・医療に携わる者にとって、さらに医学・医療の恩恵を受ける現代社会に生きる者にとっても、重要な責務で

あると考えております。

順天堂大学では「医学教育歴史館」を設置して我が国の医学教育の歴史を俯瞰し関連する資料を展示しており、2014年4月の開館に際しては天皇皇后両陛下のご親臨を賜っております。長崎の養生所遺跡は、まさに日本の近代医学発祥の地であり、医学・医療の歴史を展示する施設としてこれ以上に相応しい場所は到底考えられません。幸いにも、養生所・医学所での医学・医療についての歴史資料には貴重なものが多数残されており、たとえばポンペによる講義録は長崎大学・順天堂大学を始め各地に所蔵されて現在も解読・分析が進められており、養生所・医学所の建物の当時の写真、ポンペが松本良順に贈った頭蓋骨や医学書などがあります。ポンペの門下からは松本良順の他にも、佐藤尚中（順天堂第2代堂主）、長與専斎（内務省衛生局長）、緒方惟準（陸軍軍医学校設立者）、池田謙斎（東京大学医学部長）、橋本綱常（日本赤十字社初代院長）など明治期に西洋医学の導入に貢献した数多くの医師たちが輩出しており、我が国の医学への歴史的な貢献は、大阪の適塾（現：大阪大学適塾記念センター）をも凌ぐものでありましょう。順天堂大学には我が国唯一の医史学研究室と医学教育歴史館があります。長崎の養生所・医学所遺跡の地に医学・医療の歴史を展示する施設・モニュメントが建設される際には、医史学の知見や展示のノウハウを提供するなど、長崎大学など関係機関とともに全面的に協力することを惜しみません。

本遺跡の調査・保存については、すでに本年2月に九州考古学会、および日本医史学会と洋学史学会から要望書が出され、9月には長崎大学と医学部からの要望書が、長崎市長をはじめ関係各位に提出されております。また11月には遺跡保存に関する住民投票請求のための署名簿が提出されております。順天堂大学および同医学部もこれら関係各位と同様に、旧佐古小学校跡地での学校施設等の建設が中止され、養生所等遺構が完全に保存され、日本の医学・医療の歴史を示す施設・モニュメントとして整備・公開されることを切に要望するものであります。

学校法人 順 天 堂

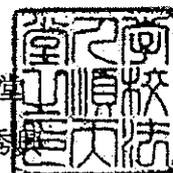
理事長 小川秀典

順天堂大学学長 新井 一

順天堂大学医学部長 代田浩之

日本医史学会前理事長 酒井シヅ

日本医史学会理事長 坂井建雄



長崎市長 田上富久 殿

長崎市議会議長 野口達也 殿

養生所等遺跡の完全保存について
要望書

(要望事項)

- 1) 近代西洋医学発祥の地である養生所・医学所・分析研究所・長崎医学校等遺跡(養生所等遺跡)の完全保存。
- 2) 養生所等遺跡の完全保存に影響のある工事の見直し。
- 3) 養生所等遺跡の価値評価に適切な日本国内やオランダの各分野の専門家からなる調査委員会の指導による十分な調査。
- 4) 養生所等遺跡の調査終了後、医療関係者の意見も聴取し、同遺跡の保存と適切な活用。

J. L. C. ボンベ・ファン・メールデルフォールトは、松本良順の助力を受けつつ、養生所・医学所を建設し、日本の近代西洋医学教育を創始しました。

A. F. ボードインは、分析研究所を建設し、最新の臓器別医学とオランダの医療法を教授しました。分析研究所で自然科学を学んだ後、養生所・医学所で医学と医療を学ぶ、より完成された医学校となり、精得館、次いで長崎医学校と改名しました。明治新政府に登用された相良知安(精得館頭取)と長与専斎(長崎医学校長)は、東アジアの国々に先駆けて近代的教育と公衆衛生行政を創始しました。

養生所等遺跡は、オランダの近代西洋医学発祥と日本近代化への貢献の証であり、日蘭友好の象徴であります。幕末長崎で行われた海軍伝習から明治維新にいたる激動の開国時代を代表する遺跡であり、鎖国時代の出島に匹敵する歴史的な価値があります。

養生所・医学所遺跡は近代的な医学・医療の、分析研究所遺跡は近代的な薬学・化学・物理学の発祥の地であります。多くの市民の遺跡を全て残すようにとの声は分析研究所遺跡発見後に急速に高まりました。2017年11月17日に長崎市に

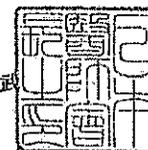
提出された小島養生所等遺跡の完全保存について、住民の意思を確認する住民投票条例請求では、短期間にもかかわらず15,776筆の署名が集まり、多くの医療人が署名しました。養生所等遺跡を全て残すことは長崎市の医療人とともに日本の医療人の切なる願いであります。

国民の健康寿命を世界トップレベルまで押し上げてきたわが国の医療システムの原点は、まさに養生所等遺跡にあります。医療は世界全体に共通する社会的資本であり、日本は医療の分野でリーダーシップをとって世界に貢献して行かねばなりません。養生所等遺跡は日蘭友好の象徴であると同時に、世界で活躍する日本の医療の原点として世界的な文化遺産であります。

日本だけでなく世界の医療人が、日本の近代化のルーツを知りたい国内外の人々が長崎を訪れるとき、必ずや小島佐古の丘に足を運ぶことでしょう。

養生所・医学所・分析研究所・長崎医学校等遺跡を完全に保存し、適切に活用することを要望します。

日本医師会長 横倉義武



長崎県医師会長 蔦本 恭



長崎大学医学部長 永安 正

